

御神號演義略  
上合卷

特36

576

014009-000-2

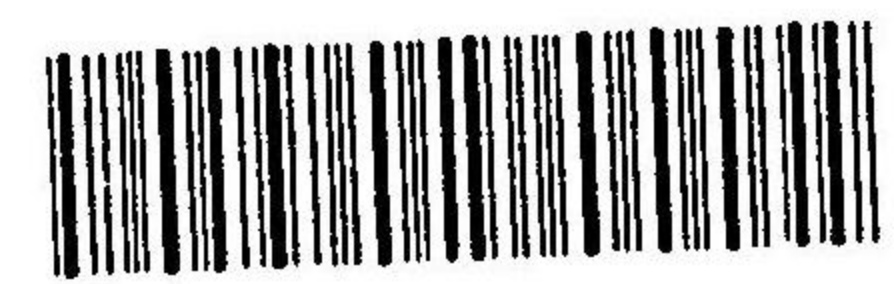
特36-576

御神號演義略

友枝 速水/著

M29

ABB-0261





高橋増子靈異ノ神告アリテ以來今日

十年ニ及ヘリ其間世人ノ信スル者アリ疑フ者

アリ或ハ初メ疑フテ

後信スル者アリ亦或ハ陽ニ陰ニ誹謗妨害スル

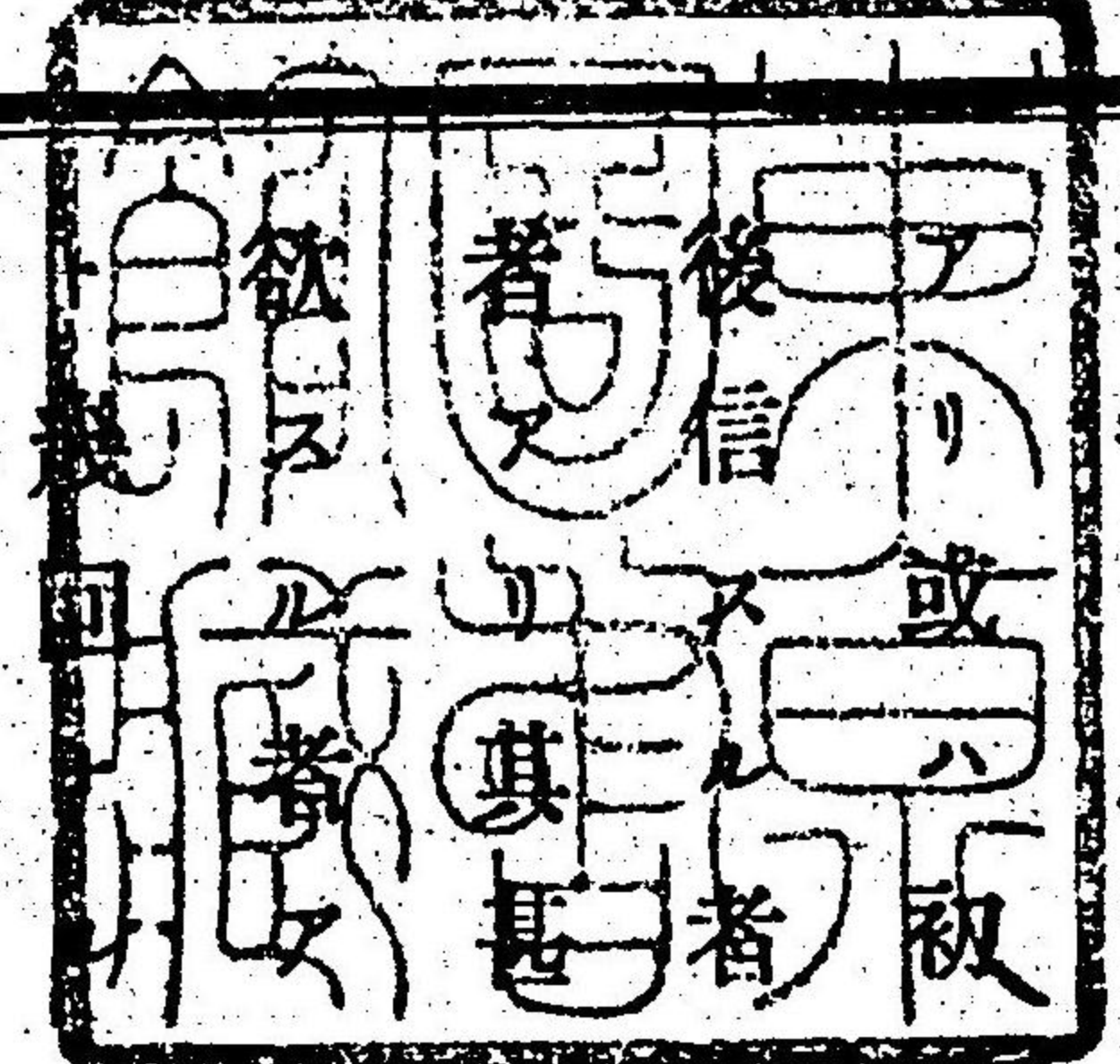
者アリ其甚キニ至リテ來リテ暴行ヲ加ヘント

欲スル者アリ苦難殆ント堪エザラントスルコ

ト知ラザリシナリ然レトモ我等ハ

所謂難アリ難有シノ教旨ヲ守リ其難アル毎ニ

精神彌堅マリ反テ難アルヲ喜ヒツ、専心一意



御神託演義各上巻

上二



只神明ノ御心ヲ奉シ造化生々ノ大道即チ皇國  
惟神ノ神道ヲ世ニ興スヲ以テ滿腔ノ精神終生  
ノ業務ト決心從事セリ世人ハ知ルヤ知ラズヤ  
造化生々ノ大道ヲ説キ皇國惟神ノ神道ヲ講ス  
ルニ之ヲ信セザル者アリ之ヲ誹謗スル者アリ  
之ヲ妨害スル者アルハ怪ム可キガ如クナレモ  
是亦國運進化中ノ一顯象ニシテ必竟有之テ初  
テ斯道ノ光輝ヲ發スルノ機關タルコトヲ是レ  
我等ガ常ニ難アルヲ喜ブ所以ンナリ爾來十年

間ノ研究稍效アリ斯道顯幽ノ神理神德ヲ了知  
スルヲ得テ以テ此ノ御神號ヲ世ニ發表スルニ  
至リタルハ喜ビノ至リナリ見來レバ十年前唱  
ヘタリシモ此ノ御神號ナリ今日新ニ發表スル  
モ亦此ノ御神號ナリ只之ヲ唱ヘ奉ルノ心念ニ  
於テ十年前ト今日トノ差アルヲ殆ント天淵ナ  
リトス世人誰カ神明ヲ敬拜シ神德ヲ尊信セザ  
ル者アラン然レトモ能ク顯幽ノ神理ヲ了知ス  
ル者少シ故ニ其心定マラズ時トシテ信シ時ト



シテ捨テ敬神ノ道ヲ以テ彼ノ宗教的信向自由ニ歸セントスル者アルヲ見ル其甚キニ至リテハ佛法ノ如キ厭世教ヲ取リテ人生本然ノ斯道ヲ捨ントスル者アルニ至レリ是レ皆神理ノ研究足ラザルノ致ス所ナリ是ヲ以テ斯道研究ノ必要ヲ感シ年來盡ス所以ンナリ世人此ノ御神號演義略ヲ一讀シテ幸ニ神理神徳ノ一斑ヲ了知シテ敬神ノ心念ヲ増進スルヲアラバ著者ノ本意何事カ之ニ加ヘン是レ我等ガ生世ノ神恩

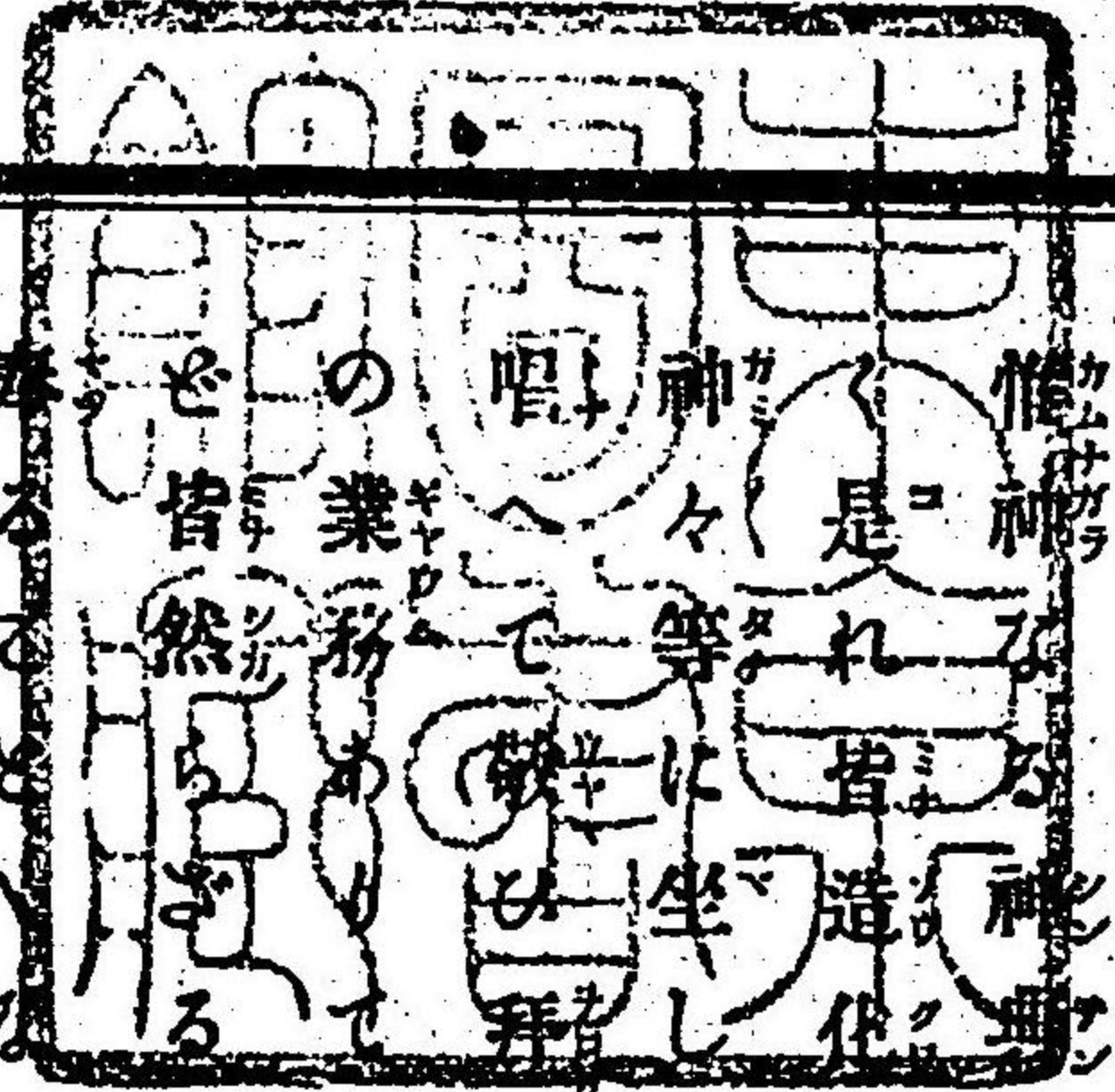
ニ報シ本分ヲ盡シ以テ敬聖神武ナル今上天皇陛下ノ御勅意ニ奉答スルノ微心ナリトス敬テ題ヌ

著者識



御神號演義略上卷 一名神理哲學

大洲 友枝速水謹述



惟神是れ皆造化  
 唱へて敬ひ拜  
 の業務ありて  
 と皆然らざる  
 奉るも亦自然の情勢なり然るに人々の略稱す  
 るに於て各自の思念に隨ひ區々相同からず殆ど宗教的信  
 向自由の有様あるを見に至りたるが如きは遺憾と謂ふべ  
 傳へ奉る所の神名幾百千を以て數へつべ  
 大神の御神徳上一柱として欠く可ざる尊き  
 ますは論を俟ざるおとなれば一々に御名を  
 み奉るべきの道理なり然れども人各自日々  
 一々に御名を唱へて拜み奉るの暇なきは殆  
 どなし是と以て止を得ず神名を略稱して拜み  
 奉るも亦自然の情勢なり然るに人々の略稱す



し且甚きに至りては同一乃神名をも己の奉齋する所の神に非ざれば眞實の神まあらざとさへ思ふ者あるが如きは忌々しき非事なりとす然れば近年我が神道を以て宗教と看做す者自他に内外にあるを見るが如きは實に慨歎に堪ぬざるなり然るも神名を唱へ奉ることの容易ならざる一大事の關係あるは造化幽境上の事はなり譬へば顯世の人は甲の神を先にし乙の神を後にするに幽境の御神位は此に反し乙の神上位にまし甲の神下位にますことあるが如し故に人々の心を以て猥に神名の前後を定むるは大に慎むべきことなりとす然れども幽境の御神位は顯世人の得て知る所に非ざれば人々の心に隨ひ稱へ奉るの外また道なきは勿論たれども初より造化神徳の事をば全く知らず

して隨意に神名を稱へ奉るは神道の本意に非ざるなり元來我が神道に於て神を拜み奉るは生民たる者の本分即ち道として敬ふの義なり猶臣の其君に於ける子乃其親に於けるが如く我が心に依て忠孝の道を取捨すること能はざるが如し故に人として敬神の心なきは臣子として忠孝の心なきが如し是れ其人の罪なりとす彼の佛法者が己の心を以て十方諸佛の内を撰びて信向するが如きにあらざ此を神道は宗教にあらずと云ふ所以なり然るに中古佛法世に行はるゝに當り人心自から宗教風に薰染し神を敬ふにも人々己の心を以て撰び定むるに至りたるは是非なき次第なり然れども神道の大体に於て欠くる所なくば其上に於て己の心に特に尊敬するの神あるは毫も道に於て欠る



ことなし是れ猶君父の外に師を求むるが如し各自の意思  
目的に隨て其れくの神に祈願することあるべきは勿論  
なりとすればなり菟も角も神名を唱ふるの前後を定むる  
こと容易の業にあらざらば如何して可ならんか神典の  
御傳に依り皇國傳來の式典を考へ其道を遵奉するの外  
た道なしと思ふに今や高橋増子靈異の神告ありて幽境な  
る御神慮を仰ぐことを得其御教を奉るに恰も惟神なる  
神典の趣きと異なることなきは感佩に堪わざるなり即ち  
其御神定する所の御神號左の如し

○天之御中主神高皇產靈神神皇產靈神

神典に云く古天地未生之時於高天原有神靈御名天之御中

主神次高皇產靈神次神皇產靈神此三柱神者並獨神成坐而  
隱御身矣

此は平田篤胤大人の古史傳に撰成し給へる御文なり本書  
に於て神典と云ふは總て古事記日本記古史傳成文のこと  
なり讀者先了せよ古天地未生之時とは無物大虚空の儘の  
時にて其時なる者は數量あるの時にあらざり只無始長遠の  
時を云ふ此天地と稱するは廣く有形宇宙を指したる辭に  
て一切世界の義なり於高天原有神靈とは大虚空中に神坐  
しませりとのことなるが高天原と云へば打ち聞く所一個  
所あるが如く聞ゆれども決して定所あるにあらざり只大虚  
空のことなり高とは遠大なるを云ふ天とは清明なる義に  
て無色透明の大虚空は至清至明なるはなきを以ての御



名なり原とは廣遠なる義にて縦に云へば高なり横に云へば原なり故に高天原とは大御虚空の事なれば平田大人古史成文に於ては天御虚空と文を成し給へり其高天原に坐します神とは如何なる御姿にましますと云ふを知る者は絶てあるおとなし高橋増子の靈異なる神告は明かに示し給へり然れども今は故ありて發表せせ若御示を受けまつらんと思ふ者は來りて先高橋増子の靈異を能く研究し眞實の神告なるを信じ得るに至らば初めて示はあともあるべし然ざれば畏き御身を彼是と口齒に掛て申し奉るとのありては反て恐多きことなればなり菟も角も高天原は大虚空なり大虚空なるが故に無中央なり無邊際なり固より無始なり無終なり是れ不生なり不滅なり然らば空寂的無

物ならんか否然らず虚空即ち物なり只至虚なるのみ至微なるのみ其至虚即ち至實なり其至微即ち至大なり今吾人が仰觀まつる所の青空遠天なるものは是なり此大虚空に眞靈あり其眞靈即ち神なり大虚空本来無始無終不生不滅の体なれば其眞靈も亦無始無終不生不滅に坐しますこと敢て疑ふべきなし或は成坐る神と傳へまつるは御靈徳の完全美妙な御成就しすまよまた其御靈徳の發運し給ふの始を始として稱へ奉るとの義なり故に此成坐るとは休よ於ては本在なり用に於ては發運なり体用具足の義なり御名は神人より稱へ奉る御名稱はと云ふことにて老子の語も吾不知其神字之曰道強名曰大とあると同一の意義なりとす天之御中主神高皇產靈神神皇產靈神此三柱の御名



は一体三位の御尊稱に坐しまして固々御姿ありて稱へ奉りしには非るなり天之御中主とは文字の通り天空中の主靈とましますの義なり而して中とは中央の中よあらず中間の中よて廣く云ふ辭なり此大神は本來無相無心の眞靈性に坐しませども靈徳神活よ坐しませば其發進的の御徳を稱へ奉りて神皇産靈神と申す高とは長なり猛なり即ち伸長の義なり神とは籠なり組なり即ち結成の義なり一大虚空間無量不可思議の造化一として此大神の伸長し給ふに非ざるなし結成し給ふに非ざるなし故に産靈神と申す産靈とは文字の如く造化の靈神と云ふことなり高と神との御靈徳を合せ奉りたる所即ち御中主神に坐せり佛法の所謂十

方諸佛なる者も此の大造化の内に非ざるなし佛者等が動もすれば造化の外に脱出せんと欲する者あるは亦難き哉必竟此の地球世界小造化を視て未だ造化三神の御靈徳を了解せざるが故なり世人よ請ふ心を鎮めて靜に考へ視よ造化三柱大神は無邊無央一大虚空中間の御眞靈に大座ませり其御靈徳を考へ奉らば如何に廣大無量よ坐しますらん實に以て心も言葉も及ぶ所に非ざるを知べし如何にれば能く其御靈徳の外に脱出するを得べき其外なきを如何んせん世人が脱出せんと欲する其心念も亦此の大神の賜物なるをや其れ然り一切世界の萬物萬事一として此の大神の御心ならざるはなきと以て天神國神八百萬神と申すは只御靈徳を持ち分け給ふ御魂に外ならざるなり是



を以て造化三柱大神と申し奉れば一切の神々皆其内に籠  
り坐すの道理なり然れども造化大神の御心には天神地祇  
八百萬神八百萬人と生み出し給ひし上は一々に分けて御  
名を稱へ敬ひ奉らせ給ふの御心も坐せり此の御國作りの  
御法なり之を道とは稱すなり語に云く天命之謂性循性之  
謂道と若道を滅せば性を滅すべし性を滅せば天命を滅す  
べし天命を滅せば造化の靈徳を滅するなり造化の靈徳は  
滅す可らむ故に造化大神道を立て給ひ先神魯岐命神魯美  
命と現れ給ひ其御徳を有形の上に敷き給へり神魯とは甲  
冠等のカブと同義もて首神のことなり岐とは陽徳の稱美  
とは陰徳の名なり此の神は高皇産靈神皇産靈神の顯身  
に坐します故に常々御名を混じて高皇産靈神皇産靈神

と稱へ奉れり固より隱身顯身の差別ことわれ御心に於て  
異なること無ければ御同名に稱へ奉るも敢て妨げなきを  
知る故に此の御神號に於て神魯岐命神魯美命を唱へ奉ら  
ざるは高皇産靈神皇産靈神の御名も攝約し奉ればなり  
三柱神者竝獨神成坐而とは此三神共に獨化獨成の神なり  
との義にて他の力に頼にあらむ御自力にて御存在ましま  
はどのことなり世間此の獨神成坐の義と知らまして造化  
三柱大神の上に更に神坐して主宰するもの、如くに思惟  
する者あるは古言の眞意を知らざるもの、み隱身身と  
は古事記に隱身也と記したる如く已に顯れ給ひし御身を隱  
し給ひしに非せ初より御隱身に坐すの義なり其一旦あり  
て隠し給ひし者ならんには隱身焉と書くべき筈なり故に



此文は釋明言にて記事言にはあら若之を其初め顯身坐  
しまして後に隠れ給ひしこと猶人に生死あるの如くに坐  
しますとせば其御身なる者は如何なる御姿に坐しつらん  
か本來無物大虚空に坐します大神なれば人体的御目も御  
耳も御鼻も御口も御手も御足も坐しますべき道理なし何  
んとなれば御自用上御必要あらせらるまじければなり香  
人が此の的の身体を有するは此世界又住居するに於て顯  
世上の必要あればなり世人或は此人体を以て無二最上と  
思ふかは知らざれども我等は決して然るを信せざるなり  
此世界に於ては最上の姿とも思ふべけれども或他の世界  
に於ては其世界相常必要の身体あるべきは勿論なるべき  
なり鳥は空中を翔る物なれば羽翼あり魚は水中を遊ぶる

故に鯨あるが如し造化無量の姿とは是なり然らば如何な  
る御姿に坐さむか日輪体ならむか雲状体ならむか地球体  
ならむか山海体ならんか必必然らざるを知る何んとなれ  
は日輪も雲状も地球も山海も皆此大神の御靈徳發運の後  
に於て成立せしものなれば然る体相に坐しますさざるは更  
に疑ひ無ればなり故に御身とは云へど尋常物相を以て比  
し奉るべき御身にあらざるを知る概して云へば隱身御身  
とも申しまつるべきか然れども顯世界より云へば隱御身  
に坐せども大神の御上より申し奉れば明かに御身ましま  
せり其御身は高橋増子靈異の神告にて示し給へる御姿  
には坐しけれあなかし



○伊邪那岐神伊邪那美神

神典に云く爾其天神諸之命以而詔伊邪那岐命伊邪那美命  
二柱神修固成是漂在國而賜天瓊戈而言依給矣  
又云く爾神伊邪那岐伊邪那美命妹妹二柱嫁繼而生竟國之  
八十國島之八十島生給八百萬之神亦悉生給萬物云云と其  
天神とは神魯岐命神魯美命に坐しは此とは禊祓詞に高  
天原爾神雷座坐須神魯岐神魯美命以皇祖神伊邪那岐命  
云云とある如くなれば最初の天命を下し給へるも神魯岐  
命神魯美命に坐しますこと疑ひなし又其天命を下し給へ  
る場所なるは何所ならんかと云ふに是れ必き天日の御國  
なるべくぞ思はる諸之命以而とは二義あり諸を天神に掛

けて天神御例坐の上とも云ふへき義是れ一なりまた諸を  
命に掛て御任命の條々を數々述べ給ひてとの義是れ二な  
り平田大人の古史傳には一義に説き給へり文義に於ては  
一義を是とすべしと雖も天命の御神慮に於ては御詞も  
亦諸にてありしを知るべし何んとなれば天孫御降臨の時  
の情狀を以て推知しまつらるべく畏さや伊邪那岐伊邪那  
美二柱大神は彼の天宮を離れて此の漂在る國に天降り給  
ふの時なれば天神の六御心には如何ばかり愛憐の深うり  
けん夢のあらぬか我れ神告的の靈夢と得たり彼の一二三  
四五六七七八九十なる古言は此の時天神の命以て伊邪那岐  
命伊邪那美命に授け給へる惟神の天御法にて其意は人蓋  
身依出向和彌心足なり人とは神なり蓋は覆ふ物にて男な



り身は受る物にて女なり依り出るは相依り相並びて生れ  
出でたること向は向ひ陸ぶの義なり和は妹妹相唱和して  
互に勧誘すること彌心足とは心常に満々て足るの意と彌  
子子足るの意を兼ねて二人唱和の結果を云ふ此の十言を  
手の指に當て、御歌を垂れ給へば二柱大神は之を物事に  
當て國作りの標準と爲し給へりとの夢告を得たり此十言  
の御教こそ條々の天命とは申すべけれ伊邪那岐伊邪那美  
とは誘ふ男誘ふ女と云ふことなるを此の御名は大神等最  
終の御名なれども御神徳を約すればまゝ此の相誘ふの義  
に外ならざれば最初に及ぼして如此は御名を稱へしなる  
べし尙下にも云ふを見るべし是漂在國とは地球と夜見と  
連続して切れ離れざる一体の物を指し給へる御辭とは知

らるゝを時としては天津日の御國にも關係を及ぼしたる  
こと亦なきにあらざるなり而して漂在とは如何なる状を  
云ふならんかと思ふに海月なすとも浮脂のごとくも游魚  
の如くともある如く地体は泥水混濁し山もなく海もなく  
草木生せず鳥獸住まず或は浮びて太陽にも近接し或は沈  
みて遠方に漂蕩する等の状相なりしを知る其之を修固成  
とは堅固安全にして神人住すべく相貌美麗にして神人を  
樂ましむべく將又一切萬物を繁殖せし先て快樂なる境界  
と爲すの謂ひなるべしとは二柱大神の御事實を視て知ら  
るゝなり天理戈とは如何なる物体ならんり知るべきよし  
なしと雖も此を後に地軸と爲りて地球運轉の本たるや  
疑ひなし即ち國中之御柱とは是なればなり其然り其質は



金氣の合成にて所謂磁石力なるを知る其之を戈と云ふは  
火凝にて陽熱の氣の凝りて成りし物たるの名なるべし然  
らば戈なる者は陽男の徳を現すの靈物なるは信じて疑ひ  
なし彼の男根をホコと云ふも蓋其義ならんのみ  
是に於て二柱大神天降り給ひ彼の瓊戈を以て青海原を畫  
給へば蓋こをろくに畫鳴て引り上げ給へば其戈の末よ  
り垂り落るの潮自からに凝積て島と成る是自凝島なり而  
して彼瓊戈を其島に衝立て國中の御柱と爲し給ふとは御  
傳明かなり此の御運動こそ天命受得たる神徳を此世界に  
下し給ふの初にて當時の地体は水塊的の青海原にて根底  
より漂蕩る物なれば二柱大神は地体外空中に坐して瓊戈  
を以て畫混給ひ中心引結作用を起さしめ給へるより其運

力に依り自然に凝塊物を生じたるが自凝島にて其島一旦  
は地海表面に引上られても再中心点と退結したること疑  
ひなく而して彼の瓊戈を指立たのが地軸とは爲れり世に  
は自凝島を以て地面上の一島と思ふ者あるは國初の事相  
を深も研究せざる者ののみ地軸立ちて地体運轉の機を成し  
初めて四時循環の基を開けり天日は上に照し地氣は下に  
蒸じ大風茲に起り溟海を動亂し波濤泥濘を卷き地体凹凸  
形を成し其凸所は水面に露出して山陸となり其凹所は水  
溜て池海となる此時の神徳を稱て宇比地運神須比智運神  
と申す彼の月界なる物は此の大變動を以て凝結し初  
めたる者なるべし何となれば地軸の定まると共に地体に  
上下を成し地質中の重濁なる物は漸く地体下部の一方に



集合下垂し之に加ふるに大風溟海を巻く時輕質は浮き重  
質は沈むの道理なればなり山海已に分立し自然の造化草  
を生じ虫魚等を生じ漸く万物萌芽の基を開く此時の神徳  
を稱て角杙神活杙神と申す然るに此時に於ては地球の運  
轉も完全の機を成さず隨て寒暖氣候いまだ定まらず風雨  
の變殆ど常ならぬ國土の成壞時々變体ありしは敢て疑  
ふべくもあらざりしが時を經るに隨ひ地質も漸く固り成  
壞の變亦漸く少く國土大に觀るべきに至りしより其時の  
神徳を稱て意富斗能地神大斗能辨神と申す故に大斗能と  
は大地調ふの意を約したる辭なり爾來地面の景光漸く整  
備し地底岩石の類亦大に堅固と見るに至りし時の神徳を  
稱て游母陀琉神陀夜訶志古泥神と申す國土已に成り万物

漸く生むるの時を見て爰に初て人類の始祖即ち八百萬神  
を生み給ひ以て男女唱和の道を開き給へり此時の神徳を  
稱へて伊邪那岐神伊邪那美神と申す故に伊邪那とは御一  
人の御心のみのあとに非ず其時代の道に就ての御名なり  
岐は精にて男夫の稱美は身にて女婦の名是れ男は精を授  
け女は形を成すの謂なり凡そ國を作るの目的なる者は子  
孫と養息し和合歡樂の道と盡すに在れば最終の御神徳の  
御名と以て最初天降の時にも及ぼし單に伊邪那岐神伊邪  
那美神と稱へ奉るは然もあるべきことなるに況て如此き  
御神徳を語り傳へ給ふも最終の御神徳現れ八百萬神生れ  
給へるの後の事なるべければ神語に語給ふ時の御名に依  
るは當然の事なるなり然るに此より以前何時の頃にか惟



神作り立て給ひし國の中に御自住み給ふべき八尋殿とし  
て特に撰び定め給ひて作り成し給へる國あり是ぞ我が御  
皇國にはありける然れば大八島國の名は廣く世界の國々  
を指したる辭なれども其廣き國々を狭き皇國に約めて語  
り傳へたるより今は大八島國とは只に皇國の事とのみな  
りけり如此二柱大神は常に八尋殿の皇國に坐して國作り  
の御心を定めては國巡りに巡り國作りを作り給ひたるが  
此の時代の状態なる者は人皆天然生活にていまだ人為的  
作用の起らざる無爲の世界なりしは疑ふべきなし之を人  
身生長の順序に比して云はゞ拾五歳未滿の年齢にて只父  
母恩愛の間に游戲しつゝあると一般なるを知る故に生活  
の安全なるは論を俟すと雖どもいまだ獨立的智力も威徳

もなき時なれば智徳の上より云へば十分の發達とは云ふ  
可らざるなり是に於て造化自然の勢二柱大神の間に大波  
瀾を生ずるに至れり即ち水産靈神を生み給ひし事是なり  
神典に云く

爾伊邪那美命於麻奈弟子生給火産靈神而御書登被燒而石  
隱坐而於伊邪那岐命告曰夜七夜晝七日勿見吾我那勢命矣  
不足此七日而其隱坐事爲奇而見所行之時生給火而所燒御  
書登而病臥坐也其悶熱懊惱之時於多具理成坐神之名金山  
毘古神次金山毘賣神也とあり火産靈神とは火性の御魂に  
坐して其生れ給ふ時伊邪那美命の御陰所燒れ傷はれ給ひ  
ければ石隠とて堅く戸鎖て隠れ給へり是其火に燒かれ給  
ひ穢れ給へば妹の大神の御前を取護み給ふの御用意に坐



せり譬へば今の世も女の身に月経あるときは男夫を近づ  
けざる一般の心ばねならんか而して妹の大神に夜は七  
夜日は七日見給ふこと勿れと告給ひしに其七日には足さ  
るに妹の大神も御心に奇怪と思し給ひて見るなはし給へ  
ば火を生み給ひ御審登焼れ給ひ甚く惱み苦み居給ふ時に  
御吐物に成り給へるは金の神とのことなるが其七日七夜  
と日を限り給へること如何の理由ならんか必深き道理の  
あることなるべし今の世女の月経凡そ一七日まで事済む  
と云ひ又人の身は一七日にて血液一變すと云ふこともあ  
れば七日間は生理の上にて深き道理のあることなるべ  
し然るに此の七日と云ふは今日我等が云ふ七日にや又は  
神界の上に於ての別稱ならんか菟も角も必因由あるべき

七日なるに妹の大神は其七日を経ざる内に見らなはし給  
へること少御短慮にましますが如し如何なれば如此は御  
心短く坐しまつらんか是を造化大神の惟神なる深き御心  
あることにて世道乱離の原因をば起し給へるなり而して  
妹の大神の御吐物に成坐るは金の神に坐すことまた深  
き謂ありて彼の金なる物は必火の力を借されば世用を爲  
すよ至らざるの理已にこゝに現れたり且又世實許多なり  
と雖ども人心を悩ます物金より甚しきはなし金神御惱の  
央に成り坐せるの道理妙味盡し難し世人神典の妙義を味  
ふ者妙しと雖ども能く讀み能く味へば如此し讀者必注意  
あらんことを望む次に神典に云く於是伊邪那美命白曰吾  
那勢命之勿見吾白然見阿波多志吾給懸申給而我那勢命者



可<sup>レ</sup>知<sup>コ</sup>看<sup>ス</sup>上<sup>ツ</sup>津<sup>ク</sup>國<sup>ナ</sup>吾<sup>ハ</sup>者<sup>ハ</sup>將<sup>ト</sup>知<sup>シ</sup>下<sup>ツ</sup>津<sup>ク</sup>國<sup>ニ</sup>白<sup>ク</sup>而<sup>シテ</sup>復<sup>シ</sup>石<sup>ヲ</sup>隱<sup>シ</sup>給<sup>ヒ</sup>而<sup>シテ</sup>至<sup>リ</sup>坐<sup>シ</sup>與<sup>テ</sup>美<sup>津</sup>  
枚<sup>ガ</sup>坂<sup>ニ</sup>而<sup>シテ</sup>所<sup>ニ</sup>思<sup>フ</sup>食<sup>フ</sup>之<sup>ヲ</sup>吾<sup>ハ</sup>那<sup>勢</sup>命<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>所<sup>ニ</sup>知<sup>シ</sup>食<sup>フ</sup>於<sup>テ</sup>上<sup>ツ</sup>津<sup>ク</sup>國<sup>ニ</sup>生<sup>シ</sup>置<sup>キ</sup>心<sup>ヲ</sup>惡<sup>ク</sup>子<sup>ニ</sup>而<sup>シテ</sup>  
來<sup>リ</sup>詔<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>而<sup>シテ</sup>返<sup>シ</sup>坐<sup>シ</sup>而<sup>シテ</sup>更<sup>ニ</sup>生<sup>シ</sup>給<sup>ヒ</sup>御<sup>子</sup>生<sup>シ</sup>給<sup>ヒ</sup>水<sup>ヲ</sup>神<sup>ト</sup>土<sup>神</sup>天<sup>ノ</sup>吉<sup>葛</sup>川<sup>ノ</sup>菜<sup>ナ</sup>矣<sup>カ</sup>故<sup>レ</sup>  
於<sup>テ</sup>御<sup>子</sup>尿<sup>ニ</sup>成<sup>シ</sup>坐<sup>シ</sup>神<sup>ノ</sup>名<sup>ヲ</sup>彌<sup>都</sup>波<sup>能</sup>賣<sup>神</sup>此<sup>者</sup>水<sup>神</sup>也<sup>ナリ</sup>次<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>御<sup>子</sup>尿<sup>ニ</sup>成<sup>シ</sup>坐<sup>シ</sup>  
神<sup>ノ</sup>名<sup>ヲ</sup>埴<sup>夜</sup>須<sup>毘</sup>賣<sup>神</sup>此<sup>者</sup>土<sup>神</sup>也<sup>ナリ</sup>生<sup>シ</sup>給<sup>ヒ</sup>此<sup>四</sup>種<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>物<sup>ニ</sup>而<sup>シテ</sup>此<sup>心</sup>惡<sup>ク</sup>  
子<sup>ノ</sup>心<sup>ヲ</sup>荒<sup>ク</sup>則<sup>シ</sup>水<sup>神</sup>瓠<sup>土</sup>神<sup>持</sup>川<sup>菜</sup>而<sup>シテ</sup>鎮<sup>奉</sup>惡<sup>事</sup>教<sup>悟</sup>給<sup>ヒ</sup>矣<sup>カ</sup>と<sup>レ</sup>あり  
て伊<sup>那</sup>那<sup>美</sup>大<sup>神</sup>は<sup>レ</sup>妹<sup>ノ</sup>大<sup>神</sup>ノ<sup>見</sup>所<sup>ニ</sup>行<sup>ハ</sup>せ<sup>シ</sup>こ<sup>ト</sup>を<sup>甚</sup>く<sup>恥</sup>給<sup>ヒ</sup>  
ひ<sup>て</sup>遠<sup>く</sup>下<sup>ツ</sup>津<sup>ク</sup>國<sup>ノ</sup>根<sup>ノ</sup>國<sup>ニ</sup>神<sup>去</sup>給<sup>ヒ</sup>は<sup>ん</sup>と<sup>思</sup>し<sup>給</sup>へ<sup>る</sup>こ<sup>ト</sup>  
是<sup>亦</sup>少<sup>シ</sup>御<sup>短</sup>慮<sup>ニ</sup>に<sup>ま</sup>し<sup>ま</sup>す<sup>ノ</sup>感<sup>ナ</sup>き<sup>能</sup>は<sup>ず</sup>妹<sup>ノ</sup>大<sup>神</sup>ノ<sup>見</sup>ろ  
な<sup>は</sup>し<sup>給</sup>ふ<sup>も</sup>固<sup>より</sup>御<sup>別</sup>意<sup>あ</sup>る<sup>に</sup>あ<sup>ら</sup>せ<sup>必</sup>竟<sup>妹</sup>大<sup>神</sup>ノ<sup>石</sup>  
隠<sup>り</sup>給<sup>ふ</sup>こ<sup>ト</sup>を<sup>奇</sup>み<sup>も</sup>し<sup>慕</sup>ひ<sup>も</sup>し<sup>妹</sup>妹<sup>ノ</sup>情<sup>を</sup>盡<sup>し</sup>給<sup>ひ</sup>し  
に<sup>外</sup>な<sup>ら</sup>ざ<sup>る</sup>は<sup>敢</sup>て<sup>疑</sup>ふ<sup>べ</sup>き<sup>な</sup>き<sup>も</sup>の<sup>な</sup>る<sup>に</sup>妹<sup>ノ</sup>大<sup>神</sup>は

吾<sup>レ</sup>を<sup>見</sup>阿<sup>波</sup>多<sup>志</sup>給<sup>つ</sup>と<sup>レ</sup>妹<sup>ノ</sup>大<sup>神</sup>ノ<sup>故</sup>意<sup>に</sup>て<sup>殊</sup>更<sup>に</sup>恥<sup>辱</sup>を  
與<sup>へ</sup>給<sup>し</sup>者<sup>ノ</sup>如<sup>く</sup>思<sup>し</sup>給<sup>へ</sup>る<sup>は</sup>大<sup>神</sup>に<sup>似</sup>氣<sup>な</sup>き<sup>御</sup>短<sup>慮</sup>と  
思<sup>は</sup>る<sup>然</sup>れ<sup>ども</sup>此<sup>を</sup>遺<sup>化</sup>大<sup>神</sup>ノ<sup>深</sup>き<sup>御</sup>心<sup>に</sup>て<sup>妹</sup>妹<sup>ノ</sup>御<sup>心</sup>  
を<sup>し</sup>て<sup>齟</sup>齟<sup>せ</sup>し<sup>め</sup>分<sup>離</sup>せ<sup>し</sup>め<sup>給</sup>ふ<sup>ノ</sup>機<sup>を</sup>生<sup>じ</sup>給<sup>ふ</sup>者<sup>に</sup>は  
あ<sup>り</sup>け<sup>る</sup>即<sup>ち</sup>無<sup>為</sup>安<sup>樂</sup>ノ<sup>世</sup>界<sup>を</sup>一<sup>變</sup>し<sup>て</sup>競<sup>争</sup>進<sup>化</sup>ノ<sup>境</sup>に  
移<sup>ら</sup>し<sup>め</sup>給<sup>は</sup>ん<sup>ど</sup>ノ<sup>大</sup>御<sup>心</sup>に<sup>は</sup>ま<sup>し</sup>け<sup>り</sup>如<sup>此</sup>て<sup>妹</sup>妹<sup>ノ</sup>大<sup>神</sup>  
は<sup>已</sup>に<sup>與</sup>美<sup>津</sup>平<sup>坂</sup>ま<sup>で</sup>出<sup>て</sup>ま<sup>し</sup>給<sup>へ</sup>る<sup>が</sup>其<sup>時</sup>思<sup>得</sup>し<sup>め</sup>さ  
る<sup>妹</sup>妹<sup>ノ</sup>大<sup>神</sup>ノ<sup>知</sup>食<sup>す</sup>上<sup>ツ</sup>國<sup>に</sup>心<sup>ヲ</sup>惡<sup>ク</sup>子<sup>を</sup>生<sup>み</sup>置<sup>き</sup>其<sup>儘</sup>に  
て<sup>來</sup>れ<sup>り</sup>と<sup>て</sup>更<sup>に</sup>返<sup>シ</sup>坐<sup>シ</sup>て<sup>生</sup>給<sup>へ</sup>る<sup>御</sup>子<sup>は</sup>水<sup>神</sup>土<sup>神</sup>及<sup>び</sup>  
天<sup>ノ</sup>吉<sup>葛</sup>川<sup>ノ</sup>菜<sup>ナ</sup>り<sup>妹</sup>妹<sup>ノ</sup>大<sup>神</sup>ノ<sup>御</sup>心<sup>一</sup>方<sup>に</sup>は<sup>妹</sup>妹<sup>ノ</sup>大<sup>神</sup>を<sup>恨</sup>み  
給<sup>へ</sup>ど<sup>も</sup>ま<sup>た</sup>一<sup>方</sup>に<sup>は</sup>火<sup>神</sup>ノ<sup>荒</sup>び<sup>給</sup>は<sup>し</sup>御<sup>心</sup>を<sup>傷</sup>め<sup>給</sup>は  
ん<sup>か</sup>ど<sup>慮</sup>も<sup>給</sup>ひ<sup>て</sup>如<sup>此</sup>四<sup>種</sup>ノ<sup>御</sup>子<sup>を</sup>生<sup>み</sup>給<sup>ひ</sup>火<sup>を</sup>防<sup>ぐ</sup>の



道を教へ給ふこと畏きことなり然ば今の世に火を防ぐの  
 道水と土にあることまた水を汲むに天吉萬の瓢を用ひ土  
 をかたむるに川葉の藻を用ふるも遠き神代の神法とは誠  
 に難有きことなり是に於てか五元の神徳皆世に現るゝこ  
 といふなれり即ち風神は御氣吹に生り給ひ此事いまだ本書  
 に記さず火神は御蕃登を焼て現れ給ひ金神は御吐物に水  
 神は御尿よ土神は御尿に成給へり然るに五元の神徳今現  
 れたりと云はゞ人或は疑ふ者あらんか此れより前五元の  
 道は無りしか世の初青海原に漂ひたりては水にては無  
 しか宇比地運神須比運神の御代大風起りしと云へば風  
 ありしは疑ひ無るべし又其宇比地は土には非ざるか阿夜  
 訶志古泥神の御代岩石己に成ると云へば金屬の有しも知

るべき況や天瓊矛は金氣の合成と云ふに於てをや金石已  
 にあれば火も亦ありしこと知るべし火神の生れ給ひし後  
 とは云へども妹の大神夜見國に於て一火を燭てとあるは  
 其前切殺し給へる火神の神徳を直し利用し給ひしとも思  
 はれ難し火の用は早くよりありし者の如くに思はると云  
 ふ者あらん此の如きの疑ひ實に道理なり然れども物と  
 神との差別を知ざる者の心なり物とは一定の性体ありて  
 活物的の活用なき者にて例へば天地山川草木金石の如く  
 不活動的の諸物を云ふ固より物にも靈性ありて能く生じ  
 能く變化し能く死滅するものなりと雖も心識なく言語  
 なく動作なし人あり之を動かせば動かす所に従ひ決して  
 反對的運動あることなし其神とは本來物の靈性より出で



たる者なれども活動体を有し心識あり言語あり喜怒哀樂  
愛憎向背等の作用ある者にて云はゞ人体的の者を云ふ故  
に五元の如きも物体は已に存在すと雖も其神なる者は  
亦自から異なりとす故に此の所に成坐る神と云ふは心識  
具足の活体を稱する者なり神典上神と稱するは多くば其  
事なり只物体的の者を神と稱したるは天之常立神國之常  
立神等の隱身の神のみなり然れば御氣吹には風神御著登  
焼れて火神御多具理に金神御尿御尿に水神土神の成給へ  
るは事物の縁に因りて顯御身を世の中に現し給ひし者な  
るを云ふ然れども其神なる者常に顯幽に出入するを以て  
物体と神靈と離れざることも亦皆然らざるなし神理の妙義  
此の所に在り世人能く神理を研究する所あらんのみ尙下

五元の神の章に説くを參看すべし  
神典に云く於是伊邪那岐命詔之愛之我那邇妹命乎替子之  
一木哉詔之而云云拔御佩之十拳劔而斬其御子迦具土神而  
爲給三段矣とあり伊邪那岐命は其妹の神の神避給ひたる  
を悲み給ひ罪あるべくもあらぬ御子迦具土神を斬給へる  
こと如何の御心ならんか或は道理に背く所なからんかと  
思ふ者もあるべきを其れは神代の其時の事實を知ざる者  
の不審なり迦具土神は妹の大神も心惡子と詔給し如く御  
心猛く荒くまして若も御怒り給ふときは噴火と爲り火災  
と爲り國土万物を焼亡傷害けるの神徳又坐せば其當時に  
於て已に御荒ありしこと知るべく又神典の上より見れば  
妹の大神神避給ひて間もなきことの如くなれども其間必



短からぬ年月日を経過し給ひしことも妹の大神の御辭よ  
速來坐さすとあるにて知るべし然れば伊邪那岐大神其害  
惡を疾み給ふ御心も妹の大神を慕ひ給ふ御心と合して御  
怒給しおと敢て疑ふべきなし必竟之を斬給ひしは火の災  
害を防滅するの道なるを知る然れば今の世にも火を鎮む  
るおとばかりは其火を消滅するに非ざれば能はざること  
誠に深き神理のあるおとなるべし又伊邪那岐大神の御心  
只に妹妹の間の御愛情とのみ思ふ者あるべけれども決し  
て然らば其妹大神に御會給へる時の御辭に吾與汝所作之  
國未作竟故云云と詔給へるにて國作の御神業を思し給ふ  
故に甚く悲みもし怒りもし給へるを知るべし  
神典に云く於是伊邪那岐命欲相見其妹伊邪那美命而追往

豫母都國矣故其伊邪那美命自殿騰戸出向之時伊邪那岐命  
語詔之愛之吾那邇妹命悲思汝之故來吾與汝所作之國未作  
竟故可還詔矣爾伊邪那美命答曰悔哉不速來而吾已爲豫母  
都戸喚雖然愛之吾那勢命入來坐之事恐故欲還且與豫母都  
神相論族也莫視吾白而還入其殿内之間甚久而難待矣故刺  
左之御美豆良湯津抓櫛之男柱一箇取闕而燭一火入見之時  
宇士多加禮斗呂々岐而入雷公副居矣又云於頭者大雷居於  
胸者火雷居於腹者黑雷居於陰者拆雷居於左手者若雷居於  
右手者土雷居於左足者鳴雷居於右足者伏雷居とあり伊邪  
那岐大神の行坐給へる豫母都國とは月界のことにて夜見  
の國とも根の國とも云ひ暗國なるは其名にて知られたり  
而して其行坐給へるは顯身にてのことならんか幽世に入



ての事ならんか今より知るべき由なけれども必とも顯幽  
 に出入しての神事ならんは信じて疑ひなし凡そ神典を讀  
 者は常に神代の神事は顯幽に出入してのことなるを先悟  
 り置こと肝要なり然らざれば神代の御傳は奇怪のみ思  
 はるゝこと多ければなり故に豫母都國は月界なれども其  
 平坂は出雲國の伊賦夜坂と云ふ御傳もあるなりさて其伊  
 邪那岐大神妹の大神に詔給く吾汝を悲み思ふ故に來れり  
 吾汝と彼の天神の勅命を受けて所作し國もいまだ成就せ  
 ざれば或は其心に於て恨みもあるべきなれども其れは差  
 措き國作の大事を思ひて還り給へとの御意を語り給へば  
 妹の大神も御心に道理とや思ひ給ひけん御答給はく妖の  
 大神に於て速に入來給はし宜かるべきに今や我身は豫母都

戸喫の身と爲り巳に穢れたれば還り難し然れども吾那妖  
 命の入來給へることの御心甚も恐れれば還むとも思ふな  
 り且く其事を豫母都神に相談定めむとす吾を見給ふこと  
 勿れとて其殿の内に入給ひけるが其入給へるの間甚久し  
 くして待兼給ひしとぞ其伊邪那美大神の相論はんとし給  
 ひし豫母都神とは如何なる神のことならんかと云ふに是  
 即ち八雷公と稱ふる大雷神以下の神々合せて八柱の神等  
 なり但し八柱とは云へ外にも數多の神ましけんこと、思  
 はる即ち豫母都志許賣も集ひ居たるべければなり然に其  
 豫母都神とは本來豫母都國に成坐る神ならんか或は此の  
 國より到りませせる神ならんかど云ふに此神等は固より豫  
 母都國にて生ませるもあらん亦此の國より到りませせるも



あらん何れにしても世界の穢に因て成坐る神また罪ある  
神等の神集ひにて即ち伊邪那大神に隸屬し給ふ神等な  
り然れば伊邪那大神と其豫母都神とは關係相離る可ざ  
る者あるを以て御歸還の義も容易と定り難く是其豫母都  
神に於て承諾し給はざるより時と移して出給はざりしな  
るを知る然れども伊邪那大神の御心には御歸還まし給  
はんとの御念慮ましけり是を以て豫母都神は御還給はじ  
と大神の御頭にも御胸にも御腹にも御蕃登にも御手足に  
も副ひ居り給へること今其事情正目と視が如し茲伊邪那  
岐大神も待ち兼ね給ひて其殿の内に入り見給ふに宇士多  
加禮斗呂々岐てとありて誠に穢き所にて大神も甚く驚き  
給へり

神典に云く於是伊邪那岐命見畏而吾不意到伊邪那志許米伎  
汚穢國矣詔而逃還之時伊邪那美命耻恨而白曰何不用要言  
而令耻見吾耶汝已見我情我復見汝情白之時伊邪那岐命亦  
怒惡云云於是伊邪那美命即遣豫母都志許賣八人而令追矣  
故伊邪那岐命拔御佩之十拳劔而於後手揮乍逃行取黑御盤  
而投棄之則乃蒲荷子生矣豫母都志許賣撫食之間逃行然厥  
了而仍追則云云最後則其妹伊邪那美命身自追來惡云云於  
是伊邪那岐命以千引磐引塞其坂路而中置其石各對立而度  
事戶之時伊邪那岐命盟之曰族離伊邪那美命白曰吾名妹命  
汝如此言則吾汝國之人草一日千頭將殺白給矣爾伊邪那  
岐命詔曰我汝妹命汝然爲之則吾哉一日當立千五百產屋自  
此以還莫來詔而即投棄其御杖給とあり此文も古史傳に依



るものなるを汝已見我情我復見汝情とあるの訓を改めて  
イマシスデニ。アガコ、ロファミム。アレマタ。イマシノコ、ロ  
ヲミツ。と爲したるは聊思ふ旨ありてなり然るは平田大人  
の御説に情には男女の陰部を稱すること、して妹妹大神  
互に陰部を見合恥辱を與へたることなりとの御解釋なれ  
ども其時の事情を想ふに大神等の御心互に疾視するの場  
合なれば御心も御詞も然ること、及ぶべくもあらざるべ  
し又其御心ならんには如此宜給ひて後必とも妹の大神に  
御接近成給ひ其事を爲し給はざるを得ざるべきに然るこ  
との行はるべくもあらずと思はる然れば其御詞は如何  
なる御意ならんかと云ふに妹の大神に於て我心を見限り  
給ひつらん我も亦妹の大神の御心を見限りとのことに

て委く云へは我れ前に石隠の時妹神の見給しを恥恨み此  
の像母都國に神去しを妹神は之を短慮なり愚痴なり即國  
作の神業を思ざる者なりと見限り給ひしなるべきを我が  
心に於ても妹神の爲し給ふこと正當なりとも思はず前に  
は石隠を見給ひ今復要言を用給はむ殊更に我れに恥辱を  
與へ給ふが如きは御眞實なる御情と思はる故に我も亦妹  
の神を見限りとの御詞なるを知る又族離の御詞をも其  
所を變て妹妹二柱大神相對立して事戸を度し給ふ時の御  
詞とせるは伊邪那美大神の汝如此言則と宜給ひしは族離  
の御詞を指したるなるべくまた事戸を度すとは言問を云  
ひ度すことにて即ち御宣告を爲し給ふことなれば單に告  
別にあらせして云は、御離縁を申し渡し給ふの義なれば



なり是に於て妹妹二柱大神の御間柄全離れ殆ど敵の如き  
 場合とは成給へり故に伊邪那美大神は對敵の御心を願し  
 て一日千頭絞殺さむと宣給ひ伊邪那岐大神は一日千五百  
 産屋を立むと反誓し給へり此の御誓こそ生死の道分れて  
 妹妹二柱大神御分擔なし給ふことの初めにはありけれ  
 謂有爲轉變の世の中とは此より後の事にて已に生死の道  
 分れたれば一切萬事皆其道に依り浮沈盛衰成敗興亡の行  
 相世に敷き以て尊卑賢愚強弱貧富の區別も亦漸く立つに  
 至るは自然の道理なりとす是を以て妹妹二柱大神唱和提  
 携の世に於ては安全は安全なりと雖も造化千變万化の  
 妙義に至りてはいまだ知ることも能ざるなり其有爲轉變の  
 世の中となり初めて無量の造化功德を見るに至れどもま

た隨て勞苦を生ずるに至るは遁ること能ざるなり本来造  
 化の道理なる者は必浮沈の機運あるは一物ありて天空中  
 に懸るの時より已にある者にて其機運時に隨ひて現るゝ  
 に過ぎれば今や人界的世界に現るゝに至りし者なり然れ  
 ば之を世界に現すには先世界の元祖たる妹妹二柱大神の  
 御身の上に見れば能ざるなり然れば伊邪那美大神火  
 産靈神を生み給ひてより二柱大神の間互に齟齬し一事は  
 一事より恨みを増し怒りを加へ終に妹妹の情誼を絶ち互  
 に敵視するの位置に立ち給ふに至りしは造化大神の深  
 遠微妙の御神慮は坐しますことなるは信じて疑ひなし妹  
 妹二柱大神に於ては事の勢終に茲に至りし者にて初より  
 如此ならんとは決して知り給はざるは論を俟ざることよ



て初めより御承知ありては決して如此き場合には至り難  
きなり造化大神隠御身に大座まして御姿をも現し給はせ  
御心をも示し給はせ神人自業自得の法を以て造化と爲  
し給ふこと尊しとも畏しとも言詞の名状すべきなし玄妙  
とや云はん不可思議とや云はん造化御心の機茲に至りて  
定まり給へば妹妹二柱大神の御心も亦各其所に安じ給ふ  
に至れり神典に云く於是伊邪那岐命復詔曰始爲族悲及思  
哀者吾法也矣詔之時伊邪那美命託二豫母都道守者菊理比咩  
神而令白曰吾與汝已生國矣奈何更求生乎吾則留此國而不  
共去白給矣伊邪那岐命聞而善之乃散去矣とありて其初自  
然に定り給ひし如く伊邪那岐大神は上津國を知食伊邪那  
美大神は下津國を知食すの神業に就き給へること造化大

神の御心現はれて畏きの至りなり妹妹二柱大神の天分已  
に定まり給へば此上の世界の現狀如何なりゆくべきか大  
に觀ずんばある可らざるなり是に於て伊邪那岐大神は其  
豫母都國に至り給ひし時に御身に觸給へる汚穢を除去給  
ひて諸の神々を生み給ひ最終に日神天照大神月神神速  
須佐之男神を生み給ひ其御心大に歡び給ひ安じ給ひて天  
神の御許には復命白し給ひ仍て日の少宮には留り給へり  
此より此世界は日月の徳を以て造化生々の機運を開くに  
至れり是れ即ち伊邪那岐大神伊邪那美大神唱和國作の御  
代一變して日と月とに分在し給ひ又日月の精靈顯身を現  
はし給ひて世を治め給ふの時代となれるを云ふ但し妹妹  
二柱大神の顯御身は已に此世界を去給へども其御心は日



月の光と共に永遠無窮に此の國土を照臨坐し給へり實に  
以て此の世中に生死あり苦樂あり吉凶あり禍福あり生々  
無量の妙徳を現はす者は一も二柱大神の靈徳ならざるな  
し苟も此の世中に生れ出で、住しまた死して幽世に入る  
者誰か其神徳に洩る者あらんや且又人の此世に生れ出で  
たるは二柱大神の天命を受けて國作りと爲し給ふの神業  
を繼承して盡すべきの任務を有せざる者一人あることな  
し能く此義を體認して世に立つを人道と云ふ人道即ち天  
道なり若人天道たるの人道たるを知らずして世道の道  
を立る者之を邪義と云ふ然らば世道の道を立る者あり  
や有り佛教即ち是なり佛教其所説に於ては巧妙なるが如  
くなれども要するに生々道破壊的の教義即ち厭世教なり

とす彼の諸行無常是生滅法生滅々已寂滅爲樂とは是なり  
如是厭世教何を以て世に出しか是ぞ伊邪那美大神の千頭  
絞殺んとの御一念發して釋迦と成り以て佛教をば成した  
るなり其佛教にして印度國に出たること誠に深き幽契あ  
ることなり印度は月種國とて月に縁ある國なるは日本國  
の太陽に縁あるが如し世人は知るや知らざや印度八種は  
月の神須佐之男命の御後裔に坐し月とは幽契離る可らさ  
るの國なり其國に豫母都大神と坐しす伊邪那美大神の  
御心現れ給ひ釋迦と成り以て厭世の佛教と開きたること  
神理恐るべきことなり菟にも角にも伊邪那岐大神伊邪那  
美大神は世界の太祖に坐ませば尊敬奉祭すべきこと人生  
の大道なりとす



# ○天照大御神

神典に云く伊邪那岐大神既還坐而悔之曰吾至伊邪志許米伎汚穢國而在哉故欲滌去御身之穢惡詔而云云然後因洗給左御目而所成坐神之御名者撞賢木嚴之御魂天疎向津日女命亦御名天照大御神云云と云り天照大御神は伊邪那岐大神夜見國に到り坐して御身に觸給へる汚穢物を滌去ひ給ひ其御心天地廣く清く澄み明かになり給ひし時天津日の御魂と相感じ給ひて現れ給へる大神に坐して御名は撞賢木嚴之御魂天疎向津日女命と稱へ奉れり撞賢木とは殿の枕辭にて彼の神は清淨なるより嚴即ち清淨なるに云ひ掛けたる者なり清淨の御魂とは天日のことにて其御

魂の現れ給へる御魂も坐せば殿之御魂は大御神の御事なり天疎向津日とは其殿之御魂の天邊高く御照し給ひ向ひ奉る日と云ふことなり女命とは大御神は比賣神として現れ給ひたるの御名なり所謂宇麻志阿志加備比古遲神次天之底立神とは天照大御神の本御魂に坐しませり然れば顯身成して生れ出給ふ時も照り渡せ給へり神典に云く此時伊邪那岐命大歡喜而詔曰吾者生々子而於生終得二柱貴子也詔矣爾其天照大御神質性光華明彩坐而照徹於天地とありて御身の御光明天地の間に照渡らせ給ふとは誠に畏きの至りなり故伊邪那岐命詔曰吾子雖多未有若此靈異之子不宜留此國也詔而即其御頸珠之玉緒瓊々然取由良迦志而賜天照大御神而詔之汝命者所知高天原矣事依而賜也云云



是時天地相去未遠之故以天之御矣一舉奉天上矣故天照大御  
 神者隨其依賜之命而知看高天原矣とありて天照大御神は  
 高天原の天津日を知食給へり此國とは此の地球國なり御  
 頸球之玉緒なる物は天權主宰の御璽せして賜へる者なる  
 が伊邪那岐大神に於て如是の大權を有し給へることを怪  
 ひ人もありなんか知されども此には深道理のあることな  
 るを先一の道理にて申さば伊邪那岐大神は國作の爲とし  
 て此の地球世界には天降り給へども其實高天の神魯岐大  
 神の御魂の現れ給へるにて即ち神魯岐大神の此の世界に  
 現れ給ひし御姿に坐せば本分御魂の御關係は二にして一  
 なり伊邪那岐大神の御威徳は即神魯岐大神の御威徳と坐  
 せば如是の大權をば有し給ふなり況や天照大御神は本來

天津日の御魂に坐しまして其顯御身を現し給ふ爲に此國  
 に生れ給ひし者なれば必とも天上に歸り給ふべき深き幽  
 契あるものなるをや  
 天地相去未遠とは彼の天日と此の地球の間相距こといま  
 だ遠からずとのことなるが漢土の古傳にも天日高一丈地  
 日厚一丈又云く天極高地極深とあるは酷相似の文なり天  
 地の實體遠からざる時は世態の關係も亦遠からざりしは  
 信じて疑ひあし上古の民情淳朴なりしは亦以て察知する  
 に足れり天之御柱とは風のごとにて顯身の儘風を蹈みて  
 昇せ奉りしことなり今世の人は之を疑ふ者あるべきを是  
 いまだ顯幽に入らざるの神理を知ざるのみならず今人が  
 米穀魚肉を喰ひ私心人欲のみ事とするの身を以て上古神



聖の純正清白にして其食とする所は光明元氣を以てする  
の靈体を疑ふ者のみ所謂夏虫疑水の類か心澄者は身も亦  
軽く心濁ば身も亦重きの神理豈世間普通學者の知所なら  
んや是に於て天照大御神は高天原を主宰給ひ六合を御照  
し給ふことゝは爲り給へり又其御魂は常に此世界に天降  
り給ひて天下人民を守り給ひ幸へ給ひ時としては顯御身  
をも此土に現し給ひしこと神典を拜讀して明かなり然る  
は神典に曰く於是健速須佐之男命詔曰此天叢雲劍者神劍  
也吾何敢私以安乎詔而遣孫子天葺根神而上奉於天照大御  
神之時天照大御神詔曰是我劍也吾屏岩屋之時所落近淡海  
之伊布貴山劍也詔矣とあるは顯御身を此土に現し給ひし  
の証なりとす世人は神代の尊き大神の顯幽に出入し給ふ

の靈徳ありしを知らざして神典の御傳を疑ふ者比々皆然  
るを見る其甚しきに至ては神典を以て小説視する者ある  
が如し是神代以來無數無量の人衆を以て雙盲視し愚昧視  
し加之神聖を以て邪僞視するの大邪見と云ふべし神典に  
して若小説的記傳たれば誰か能く之を遵奉し國家の大典  
として今日に傳來する者あらんや所謂斯乃邦家之經緯王  
化之鴻基憲とは果して非か傳説は作爲すべしと雖も人情  
は故造す可らず況やまた神典傳ふる所の神法なる者は事  
實の上に於て靈驗ありて神徳誼ゆ可らざるものなるをや  
世の神典を疑ふ者猥に之を疑はんより能之を研究して神  
理の玄妙なるを知得せんこと肝要ならんのみ  
天照大御神は天日の精靈主宰に坐します故に其御心



の如何に依ては天日の實体は大變動を起すこと靈徳恐るべきの至なり彼の神速須佐之男神の御荒びにて種々の妨害を受け給ひ終に天の岩戸を刺立給ひ幽居ければ爾天原皆暗天下悉闇とありて世は長夜の暗黒界と爲れり於是惡神之喧響如狭蠅皆湧萬物之妖悉發矣とありて千災万禍一時に起り民人の苦惱云ふ可らざるなり然れば八百萬神愁ひ迷ひて神集ひ集ひ給ひ計可禱奉方給ひければ平素ては隱御身に坐します高皇產靈大神現れ給ひ八意思兼神に思しめ給ひけり此神思慮の智あり深慮りて白日圓造彼神之象爲云云之謀而宜奉招禱白矣とて科伊斯許理度賣命而令作日像之鏡給へり如此て日像の鏡と造給ふこと三個にして初度の二個は神々の御意に合はず次度に造り奉りし八

咫鏡は其狀美麗坐して是を伊勢の大御神には坐しける世の人此の御傳を見て如何か思ふらん彼神即天照大御神の象を圖造として造たるは圓鏡にて之を日像之鏡と云ふ天照大御神の天日の精靈主宰に坐しまはこと此の事實を見て悟るべきなり然して種々の謀を定めて天宇受賣命以天香山之天日蔭爲鬘以天香山之天眞拆手次繫而以天香山之小竹葉結手草而手持鐸著之矛而於天之石屋戸前舉庭燎伏汗氣而蹈登村呂許志爲神懸而云此登布多美用伊都牟由那々夜許々能多理毛々智用呂都而相共歌舞掛出胸乳袋緒抑垂蕃登矣故高天原勳而八百萬神共咲矣とあり此時天宇愛賣命は神懸してとある其神懸は何神の懸給ひしか必や神々の目に視ぬ隱身の御魂の懸給ひしは敢て疑ふべき



なく是を隠身に坐す造化三柱大神の御心ならんとは知ら  
る神代の昔より顯幽二界の別ありて其顯よりは幽の見る  
可らざるを知るに足れり其如此神懸ありて歌ひ舞ひ給ふ  
の遊興に神々の御心も浮き立て相共に歌ひ舞ひ殆ど世の  
暗然たるをば打ち忘れたるもの、如くに成りしこと此予  
隠身に坐す神の深き御心とは察し奉らる神も人も愁ひ迷  
ふ心に妖御魂は憑添ものにて其心開けて樂む時は忽妖御  
魂は去りて光明の神徳現るゝこと惟神なる重き理なりと  
す然れば神々の愁迷の心と活し給ふ爲にか天宇受賣命は  
胸乳搔出養登をも顯し恰も狂氣の如き状を爲し給ふこと  
奇びにも亦畏き神事にこそありけれ於是天照大御神以爲  
怪亦聞看天兒屋根命之廣厚稱辭祈啓而詔曰頃者人雖多請

未存若此言之麗美也詔之而細開天石屋戸而自内詔者因吾  
隱坐而以爲天原自暗葦原中國亦皆開矣何由天宇受賣者爲  
樂亦八百萬神諸吟耶詔矣爾天宇受賣益汝命而貴神坐之故  
嘘樂送也白矣如此言之間天太玉命指出其鏡而示奉之時天  
照大御神逾思奇而稍自戸出而臨坐之時其隱立之天手力男  
神引開其石戸取其御手而奉引出矣故天照大御神出坐天石  
屋戸之時天原及天下自得照明而八百萬神衆俱相見面皆明  
白矣爾伸手而歌舞相與稱曰阿波禮阿那於茂志呂阿那多能  
志阿那佐夜慈飲慈矣とあり抑天照大御神若戸隱の事を此  
國にてありしことの如に思ふ者もあれども其決して然さ  
るは此所の御言葉に因吾隱坐而以爲天原自暗葦原中國亦  
皆開矣とあるにて明白なり然に人或は疑ふ者あらんか天



照大御神の御光ありて天日國昭明ある者たらば天照大御  
 神仮令天岩屋も隠坐ども御自能く隠ることを得可ひや何  
 となれば天岩屋も天日國の内なるべければ其岩屋を透照  
 し給ふの御光明力あるべきなり此の疑ひ一理あるが如く  
 なれども是いまだ靈力作用の神理を識ざるなり已に幾回  
 の申せし如く天照大御神は天日の精靈主宰に坐しおして  
 其御心の如何に依りて實体國に變動を生ずる者にて其天  
 岩屋に隠坐し給へるは單に御身を隠し給ふのみにあらず  
 必竟御心の隠給ふ者にて御自其御光明を藏取給ふ者なり  
 其御心緩み給へば御光明は自然に發し給ふこと燈火に明  
 滅あるが如きの狀なり然ば天照大御神天冠尾根命の廣き  
 厚き稱辭を聞食給ひて御心少慰緩給へば比登布多美用伊

都牟由那々と歌ひ給へる如く御光明岩戸と透徹りて拜み  
 奉らるゝが如し其御光明の發し給ふの機は御自も知給は  
 ぬまで靈異に大座しますべきは信じて疑ひなし况や天照  
 大御神の天岩屋に隠坐し給へることは造化三柱大神の深  
 き御心坐しおして此大變動を起し給へる者と窺ひ奉れば  
 特に非常の御神力を現し給ひしこと萬々信じて疑ひなし  
 但し造化大神の御心如何坐してのことなりしかは聊憚る  
 所あれば敢て説くことを欲せざるなり然れど其人を得て語  
 らむのみ又神の御心に依りて物力に變動を起すの一例と  
 説ば彼の鎮火法の如き是なり今火に向ひて鎮火の法を施  
 さば其火忽に熱力を失ひ人之に觸るとも燒害することな  
 きは世人の能く知る所なり或は雨を祈ひ雨を止むる或は



井水の濁りしを御祓にて清ましめ又は虫害を驅除するに  
祈禱を以てする等枚舉に遑わらざるなり是を以て天照大  
御神御光を取り給へば長夜の暗となること決して疑ふべ  
きなし天照大御神の至尊無比に坐しますは上來述る所に  
て已に明かなるを殊に我が天皇陛下皇室の御大祖に坐し  
まし此天下國家を永遠無窮に守り給ひ幸へ給ふの御神徳  
に至りては古今の事實一々擧ること能ざるの多きは世人  
の皆能く知る所なり我が皇國を日本國と稱すること又國  
旗に日章を掲ること一も天照大御神の御神徳に基因せざ  
るはなし皇國は實に地球世界の天國なり即ち天津日の大  
御神の御心の世に現れ出るの御國なり之に依りて皇國傳  
來の道とする所を見に一も天地自然の道理人情に非ざる

なし是生々の道規なり人能く斯道を守らば君に對しては  
忠と爲べく父母に對しては孝となるべし夫婦の和も此に  
在り兄弟の友も此に在り朋友の信も此に在り修身齊家治  
國平天下の道一として斯道ならざるなし皆日道なり日道  
即天道なり人斯道に賴て生存し又死亡す生死不二天道無  
窮誰か天照大御神の御神恩に洩る者あらんや世人は知る  
や知らざるや釋迦が十方諸佛を説くも皆只日徳を方に約し  
て説きたるのみ就中西方極樂淨土の如きは入日の徳相色  
相を形容したる者なり彼の觀經第一觀即ち日觀の義を百  
讀玩味せば能く釋迦說法の精神を了知することを得んの  
み嗚呼日の大神は圓滿清淨にして光明物を照し温暖物を  
生じ以て世界の君と爲り以て万物の親となる誠に是天地



万物の活靈機に坐しませり至尊なる哉至徳なる哉

# ○月夜見神

神典に云く復因洗給右御目而所成坐神之御名者月夜見命  
 亦御名健速須佐之男命云云と此大神は天照大神と共に  
 伊邪那岐大神の禊祓給ふ時に生坐せる大神にまして右の  
 御目より成坐りと傳へたり高橋増子の神告に依れば御口  
 より成坐る大神なりと云ふ口は食物を嚼碎く所なれば彼  
 の字氣母智神を切殺し給へるの御神行に思ひ合せて御口  
 より成坐ると云ふこと如何も信せべきが如し彼の印度國  
 は月種國とて月神の後裔なるに提婆論に云く從梵天口中  
 生婆羅門と長阿含四性經に云く我婆羅門種最爲第一餘者

卑劣我種清白餘者黒冥我婆羅門種出自梵天從梵口生とわ  
 り是文は平田大人の印度藏志より引出す此に依りて思へ  
 ば御口より生坐るの御示必然を知る此大神は本來月界の  
 精靈に坐し所謂豊樹淳神は其御本靈の御名に坐せり豊樹  
 淳とは豊雲野とも豊組野とも稱して豊は至極の義樹雲組  
 は曇りの凝結せる義にて即ち至極せる重濁の意なり是月  
 の體質を稱するものなり淳も野も同語にて主の義なり故  
 に月主の神と云ふことなれば月夜見命と云ふに異なること  
 なし月夜見は月夜持にて夜國の月を持ちて此土の夜を知  
 給ふの御名なり健速須佐之男とは月徳を稱へたるの御名  
 にて健も速も御神徳の健剛活斷に坐して能く万物を殺し  
 もし堅めもし給ふことの神速に坐ますを云ふ須佐とは二



義あり一は澄波の義にて月光の清白なるを云ひ二は暴荒  
の義にて御心の猛烈に坐しますの義なり平田大人は第二  
義の方にて説き給へり菟も角も此大神は此世界の造化道  
に於ては日大神と相對して守り給ひ幸へ給ふの大神に坐  
せり然れば伊邪那岐大神吾者生々子而於生終得二柱貴子  
也と詔給ひ天照大神に並べて御歡喜給へり其時詔健速  
須佐之男命曰汝命者所知青海原潮之八百重也事依給矣爾  
此神亦質性光彩亞日神而明麗坐矣とありて伊邪那岐大神  
命給ふに此地球統御の任を以てし給へり青海原潮之八  
百重とは此地球世界のいまど幼稚なりし頃は殆ど海のみ  
とも云ふて宜きまで海國なりしかば如此は詔給ひしなり  
必竟大神は御身質性光彩明麗坐し日大神に亞ての神に

坐せば此御任命もありしなり然ども健速須佐之男命不治  
其所命之國而八拳須至干心前哭伊佐知患矣其啼泣之狀者  
青山如枯山泣枯河海者悉泣乾亦勇悍安忍而人草多天折矣  
とありて父大神御任命給へる青海原潮之八百重の地球を  
ば治め給はず御齡長て八拳鬚生ひ心前に至るまでも泣給  
ひ其泣給へる爲に青山をも泣枯し河海をも泣乾給ひ又悍  
び荒び給ひて人草をも傷害し給へりとは實に畏き御神徳  
には坐しけり此の有狀を能く味ひ見るに如何も月性の大  
神にて其真相を寫し出して餘蘊なきの妙傳なり春と夏と  
は陽徳流行し秋と冬とは陰徳充滿す今此御傳の義を味ひ  
之を秋冬の事實に比照して見るときは毫も異なることな  
しとは驚き入たる次第なり故伊邪那岐大神詔須佐之男



命曰何由哉汝者不治事依之國而哭伊佐知流耶詔之則答曰  
吾者欲罷母國根之堅洲國之故哭也白給矣とありて此大神  
の泣給へるは伊邪那美大神の坐し給へる夜母津國なる根  
の堅洲國に罷給はんとのことなりしが造化の幽契離る可  
ら本來月の精靈に坐せば終に復月に歸らざること能は  
ざるの神理恐るべきことなり然に此大神は伊邪那岐大神  
の御單獨にて生成し給へる神なるに伊邪那美大神を母と  
宣給へること如何に思ふ者もあらざかなれども妹妹二柱  
大神の御私情より視れば已に御離斷の姿なれども造化の  
眞理天命の幽契より見れば毫も離れ給ふことなく常に交  
通して暫時も止むことなし故に須佐之男大神の母と宣給  
ふは誠に道理も坐しましけり然れども顯御身の上と於て

は己も御離絶も坐せば父大神甚御怒給ひて然則汝者勿住  
此國汝治此國則殘傷多惡任意所知夜之食國詔矣とて其請  
求を許し給へり夫善惡の道苦樂の法は造化の機關必要た  
りと雖も惡道と苦法なる者は顯命を以て任まべきもの  
に非も只自然に其場に至らしむるの外また如何ともする  
能はざるなり前には伊邪那美大神豫母津國に入給ひ今復  
須佐之男神其根之國に罷給はんとするも皆此より任命す  
るにあらざ御自身欲しての事なり此等の神理能く深く玩  
味せば神典の尊き所以をも悟りつべし之に依て考ふるに  
彼の佛説に於て三界苦樂の理諸佛淨土の因を説に一とし  
て自業自得の道理に歸せざることなくいまだ曾て天命説  
と取ざること大に由來する所あるを知る是實に伊邪那美



大神の御心より發して陰道の理に原因するものなれば如何に廣大に微妙に成佛の理を説と雖ども終に自業自得の道理を脱すること能はざる者は益々神理の尊きを感じずんばあらざるなり  
故速須佐之男命白曰然則請天照大御神而將罷惡白給則伊邪那岐命勅許之乃參上天之時山川悉動國土皆震此者神性之雄健而使然也と有りて大神の天に參上給ふ時山川國土悉く震動すとは如何に畏き大御稜威なるかも美甘政和主の天地組織之原理には此時を以て地球と月球と分離したりと説たるは善も考へ得たる論説なり於是天照大御神聞驚せ給ひ須佐之男命の上給へるを以て必不善心と疑ひ給ひ須佐之男命は邪心なしと答へ給ひ終に二柱大神共に御

誓を立て御子を生成給ふに至り須佐之男大神の御心の清明こと現れて生成給へる御子は男御子に坐しけり是を正哉吾勝勝速日天之忍穗耳命にて後の皇祖には坐しける月光固より清明なりと雖ども時に盈及あるは復如何ともする能ざるなり須佐之男大神御誓に勝ち給ひ勝佐備に荒健る能ざるなり天照大御神天之岩尾戸を刺立隠給ふに至れり於此八百萬神共議而於速須佐之男命科千座置戸之祓具云云噴速須佐之男命而汝所行甚惡也故勿住天上亦勿住葦原中國宜急適底根國云而乃共神逐逐降矣と有り然に須佐之男大神は假令八百萬神等より逐はれ給はずとも初より母國根之堅洲國には罷給ふの御心なりし故に今如此神等に逐はれ給ふとも大神の御心には敢て利害を感じ給ふこと



無るべしと思はるれども決して然らざるの神理あり此大神は伊邪那岐大神の御子の中にも貴子とて父大神の御歡喜給ひし程にて已に天に參上給ふ時は山川も國土も悉く震動ばかりの御稜威畏き大神に坐ば其豫母都根の國に入給へる後に於て此國又は天津國にも上り坐むとせば誰か防ぎ奉ることを得ん果して然ることあらば彼の豫母都根の國の汚穢を此國又は天津國にも波及さむも計難し必然べし且又大神も其御心として根の國には入給ひし者の若殿重なる御法ありて外に出ること能はざるの制限あるに非んば御後悔ありて御歸任の御心起り給はんも保難し然れば造化大神の遠玄微妙の御心として自然に如是の大變動を起し給ひ天地泉の位を定め給ひしこと靈妙なりとも廣

大なりとも言語の能く及ぶ所に非るなり故に御心として入給ふ根之國と神逐れて入給ふ根之國とは大に相違あるなり伊邪那美大神の豫母都國に神去り給ひ永く彼國に留り給ひし的情狀事異なれども理に於て異なることなし是を以て夜見國に入者は必先其心に苦惱を有するか其身に罪惡を造るかの人よありとす其心に於て純正無我なる者は決して行くことなし是其類に非ざるなり神典に云く是後速須佐之男命詔曰我被逐諸神而今當永去如何不相見我姉命而徑去歟云而迺復上請天之時云云速須佐之男命曰天照大神曰吾更昇來由者衆神處我以根國故今當就去不相見姉命則不能忍離故實以清心復上來耳今奉觀已訖則隨衆神之意當永歸根國請姉命平安坐而照臨天國



且吾以清心所生兒等奉於姉命白而復還降感とあり此大神  
前には勝佐備給へども本来尊き大神に坐しませば其御心  
改まり給へば彼の月光清明にして玲瓏なるが如く御本性  
の真光現れ來りて無邪氣にも又眞實にも再び天照大御神  
に觀せ奉りて御別を告給ふこと尊しども畏しども稱へ奉  
る辭もなき次第なり神典の御傳に於ては洩たれども正哉  
吾勝勝速日天之忍穗耳命を以て葦原中國の大君と爲し給  
ふの道は此時天照大御神の御心として須佐之男命に約束  
給へること神典の趣を見て知らるゝことなり然ざれば皇  
美麻命の天降給はんとする時に至り突然葦原水穗國者  
我御子正哉吾勝勝速日天忍穗耳命之可知國也と詔給ふべ  
くもあらず又此後須佐之男命の御詔命に韓國之島者有金

銀於吾兒所御之國不有浮寶則未佳也詔給へるを見ても知  
るべく殊に是時天照大御神於先與須佐之男命誓而生坐志  
三柱之女神授須佐之男命而汝三柱宜降居道中奉助皇美麻  
命而爲皇美麻命所祭也教給矣とあるたて皇美麻命の御天  
位の定り給へること更に疑ふべきなし然ば古史傳に纂疏  
の説を引て請平安而照臨天國者祝禱之詞進雄尊臨別遣以  
此語恭順之意溢於言外又以所生男兒付囑日神後代百王皆  
出自其孫子且其所寶神器皆以進雄尊爲之物根蓋此尊有大  
功于邦者不可得而稱也とあるは實然る説なりと記され給  
へること亦誠に然ることなり其れ然り天照大御神の御心  
然なりければ須佐之男大神の御心にも最前父大神の御任  
命の次第もあり又御自身の御所作よて青山如枯山泣枯河



海者悉泣乾亦勇悍安忍而人草多天折矣とある如くなりし  
故且其御子命の知らし給ふことゝ爲給ひしこと等數多の  
御感情一時に發り給ひて其根國に入給ふまで先國作り  
爲し給はんの御心定り給ひけむこと察し奉りて明なり然  
るは神典に云く於是健速須佐之男命帥其子五十猛神天壁  
立極廻坐而云云とて地球上有む限の國々を巡視給ひ新羅  
國曾尸茂梨の處とて赤原不毛の地に到まして此地は居ま  
く欲せ老とて其より東方出雲國に來坐し我御心者安平に  
成ぬと宣給へり已に前に引出たる如く吾御子の所御國に  
浮賣らば不可すと詔給ひ種々の木を生成給ひ其御子  
五十猛神も天より種々の樹種を持下り給ひ筑紫島より初  
めて大八洲の國內悉く播植て青山成し給へり其より鉄之

川上に到坐し足名椎手名椎を問ひ奇稻田比賣命の難を救  
ひ給はんと八俣遠呂智を斬殺し給ひ彼の天叢雲劍を得給  
へり御子には八島士奴美神都留支日子命衝棹等乎留比古  
命青幡佐草日古命大歳神等を生給ひ種々の功徳を成しめ  
給へり其御會子に大國主神生れ給ひて御心大に安じ給ひ  
けむ其常に御許に安置齋給ひし天叢雲劍者神劍也吾何敢  
私以安乎詔而遣孫子天葺根命而上奉於天照大御神云云然  
後健速須佐之男命居熊成峯而遂入於根國矣故亦名謂月夜  
見命と傳て神典に明なり月夜見命として月國には入給へ  
ども其御心の御光明は常に此土を照し給ひ萬物を成幸へ  
給ふの御神徳は暫時も止むことなし其初父大神より青海  
原潮之八百重を治せと御任命を受け給ひてありしを表面



には之を受領給はざりしも幽契永く絶こと能はま彼の海潮の干満常に月の出入と相従ふこと神縁恐るべき次第なり且御名義に於ては皇祖に立給はざれども其實皇祖に坐しませば日大神又亞ての尊き大神に坐しますこと誰は忘る可むや嗚呼畏きの至なりけり

### ○大國主神

神典に云く天之冬衣命娶刺國大神之女名刺國若比賣而令生之子大國主神亦名國作大己貴神亦名宇都志國玉神亦名葦原醜男神亦名八千矛神亦名大地主神亦名大名持神並有七名亦荒魂之號謂大國御魂神亦和御魂之號謂倭大物主櫛璽玉命とあり此大神は己に御名にも現れたる如く大地主

なり大國主なり大國御魂なり宇都志國玉なり即此大地球國の御精靈と坐す大神の顯身成給へるなりけり其本御魂と稱し奉るは所謂國之常立神に坐しませり地球は元陰體なり伊邪那美神に屬す又月界とは相連續するの關係あり故に地球本靈の顯身を現して大國主神と爲り給ふや月神須佐之男命の御孫裔に生れ給ふこと幽契淺からざることを知る殊にまた須佐之男命の天下國土經營の事に御心を盡し給ひ御子御孫神には多くの功德を立給ひ神徳積集して世界の造端緒を得たるの時に於て地球の精靈を喚起せしむるに至り給へる者なるを知る總て神々の現れ給ふは造化自然の運勢に感じて現れ給ふこと殆ど常則とも云ふべきが如し然れば伊邪那岐大神御心清淨明白に坐



しますの時に於て日月の神現れ給ひ其雲霧を吹拂ひ給へば風神現れ給ひ御杖を投給へば久那斗神御身を淋祓給へば祓戸神現れ給へり伊邪那美大神御多具理には金神御尿には水神御尿には土神を生成給へり此等隨時の因縁に依りて神々現れ給ふは惟神の御法たるは敢て疑ふべきなし隨時發現の神法なる者は獨神々の生坐給へる事のみならず廣く万物万事に通じて皆然ざるはなし是世界の万物万事なる者は造化自然の必要ありて生ずるものなればなり此神法恐るべきが故に人たる者は常に正意修身の道に志し苟も道に違ふことなきを要するは之が爲なり佛説の所謂三界唯一心外無別法と云ふは亦此理のみ人豈深く者へざる可けむや

此大神本來地球の御魂に坐ば其大國主と爲給ふは當然なれども已に顯身を成給ひたる上は顯身の道を盡さずんばある可らざるなり是を以て幾多の御勞苦を経て聖徳を天下に發布し給ひ神も人も獸も虫も一切万物心誠に敬服し奉に至り初て大國主の神と爲給ひしこと實に天下万世の典範を遺し給へるなり今其御神業を述奉れば神典に云く故其大國主神之庶兄弟八十神坐矣雖然皆國者奉避於大國主神矣奉避由者其八十神各欲婚稻羽之上上比賣之心有而共行稻羽之時於大名牟遲神令負俗爲從者而率往矣云云とありて此時大神は八十神の從者として俗を負ひ給へり其より八十神莞と欺き之を苦めけるが大神は其莞を憐みて救ひ給ひければ其莞白大名牟遲神云此八十神者必不得入



上比賣雖負命獲之自矣カミヒビ。御仁徳の機已に現れ給へミコトノチカラハ。り諺に所謂梅檀は二葉より香しとは此事ならむか果してコトワザ。八上比賣答八十神云吾不聞汝等之言將嫁大名牟遲神云故ヤカミヒビ。爾八十神怒而將殺大名牟遲神共議而至伯耆國之手間山本ニヤカミヒビ。而云者此山赤猪在也故和禮共追下則汝待取若不待取則必ナラシメ。將殺汝云而似猪大石以火燒而轉落矣爾取時於其石所燒トクサシメ。著而死矣とあり是大神第一回の御苦難なり爾其御祖命哭ツカテ。患而參上天而請神產巢日命之時乃遣蚌貝比賣與蛤貝比賣ウレヒテ。而令作活之爾蚌貝比賣伎佐宜集而蛤貝比賣持水而塗母乳アヒカサシ。汗則成麗壯夫而出遊行矣とあり此は蘇生の神法なり今のシメトシ。世に其法傳はらざるは遺憾なりとす於是八十神見之且欺ヨ。而率入山而切伏大樹煎矢而打立其木令入其中而打離其冰ナラシメ。

目矢而拷殺矣メヤ。是大神第二回の御苦難なり爾亦其御祖命メヤ。哭乍求則見得即拆其木而取出活而告其子言汝有此間則遂ナキツ。爲八十神所滅惡云而乃於木國之大屋毘古神之御許速遣之コノヤ。爾八十神竟追臻而矢刺之時自木保漏逃而去矣カノヤ。此時御祖カノヤ。神の御許を離れて獨旅路に向ひ給へるは大神の御心情にカノヤ。於ては第三回の御苦難なりとす爾大屋毘古神議曰可參向カノヤ。須佐之男命之所坐之根堅洲國必其大神將議惡詔矣スサノ。是ぞスサノ。大神遠根の國底の國なる月國に參向給ふ所以にして徒にオホカミ。思へば甚易き如くなれとも云は山を越ぬ海を渡り千艱オホカミ。萬難を経過て到り給ふべければ大神の御身に於ては第四オホカミ。回の御苦難なり故隨御命而參到須佐之男命之御所則其御クワイ。女須勢理毘賣命出見而爲目合相婚坐而還入告其御父甚麗ムスス。



神參來坐懸白矣爾其大神出見而此者葦原醜男云神也告而  
即喚入而令寢其蛇室屋矣とあり大神は神には坐せざる身  
なり顯身として蛇室屋に臥し得べくもあらま造化深遠の  
御心にや須勢理毘賣命坐しまして蛇の害を防ぐの道は得  
たる者の大神の御心には憂なきこと能はざるなり然れば  
之と第五回の御苦難とす於是其妻須勢理毘賣命以蛇比禮  
授其夫而告云其蛇將昨則以此比禮三舉而可打撥告之故如  
教爲之則蛇自鎮之故平寢而出矣亦來日夜者入與公與蜂室  
屋然且授與公蜂之比禮而如先教之故平而出矣と大神の吳  
公蜂の室屋に入られ給ひしは其第六回の御苦難にまじき  
於是其大神以鳴鏑射入大野之中而令探其矢矣故入其野時  
即以火燒廻其野惡とあるは須佐之男大神の御心如何なる

理由かは知されども想に大國主神を困難の地に立しめ給  
ひ其智力膽略等を試給ふ者になきを得んや必其然るを知  
る果して然らば大國主大神に於て第七回の御苦難とす然  
れども靈妙の神徳は畜類を感動す爾不知所出之間鼠來云  
之内者富々良々外者須々夫々如此言故蹈其處則落入隱之  
間火者燒過懸爾其鼠昨持其鳴鏑出來而奉之其矢羽者其鼠  
子等皆喚矣とあるは如何尊き御神徳に坐させや於是其御  
妻須勢理毘賣命者持其裝具而哭來其父大神者思已死訖而出  
立其野則爾持其矢而奉之時率入家而喚入八田間之大室屋  
而令取其御頭之風矣故見其御頭則吳公多在爾其妻取牟久  
木實與赤土授其夫故昨破其木實含赤土而唾出之則其大神  
以爲昨破吳公唾出而於御心愛思而御寢坐矣とあり父大神



の御頭の武を取しめ給ふに武にはあらで吳公のみなりしに御妻神牟久木實と赤土とを取て授給へるは何等の爲ならんか想ふに根國の風習として武にても吳公にても取りて昨破るの例なるより此二種の物を授けて竊に之を用ふる状をも教へ給ひしを知るべし大神然る汚穢風習の中に立給ひて此に處するの道を求むること亦是御苦難の一なりとす故に之を第八回の御苦難と云ふべし於是握其大神之御髮而其室屋之每椽結着而以五百引石取塞其室戸而負其御妻須勢理毘賣而取持其大神之生大刀生弓矢又其天沼琴而逃之時其天沼琴拂樹而地動響矣故其御之寢大神聞驚而引仆其室屋矣雖然解結椽之御髮之間遠逃矣とあり此御傳の情状を想察しまつるに父大神の御處遇頗る御嚴酷

に坐し且容易に御歸し給ふの状なきより如此は逃歸り給へるなるべし御文面より視れば僅に數日間の事の如くに思はるれども其實永き年月の間にてありしは此の逃歸り給へるの状に依りて知るべし必竟父大神に於て大國主神の御心を鍊固め給ふにあるべく大神も亦父大神の御教を得て一度は八十神を打伏給ふの御念慮は忘れ給ふこと無るべし然れば彼の生大刀生弓矢をば取持し給ひしなるべし其父大神の御髮を室屋の椽毎に結着給へるは御目覺て追出給ふことのあらむかを思慮給ひてのことなるべきを果して室屋をば引仆し給ふほどの御勢に坐せども御髮を解き給ふ間に遠く逃出給ふことを得給ひしとは如何御智深き御心に坐しまはかも御手には生大刀生弓矢及天沼琴



を取持し御背には御妻神を負給ひ然も父大神の御目覺を  
 思慮給ふの間にも事皆宜きに適給ふとは如何に尊き大神  
 に坐すかも若此大神も坐しませば故爾迄豫母都平坂追到  
 而遙望而呼大名牟遲神而謂曰其汝之所持之以生大刀生弓  
 矢汝之庶兄弟者追伏坂之御尾追撥河之潮而意禮為大國主  
 神亦為宇都志國玉神而以我女須勢理毘賣為嫡妻而於宇  
 迦能山之山本於底津石根宮柱太知於高天原水木高知而居  
 是奴耶詔矣とあり是ぞ大國主の神と為給ひ又宇都志國魂  
 の神となり給ふの大命を受け給ふの初にはありける其大  
 國主とは此地球の主宰として統治し給ふことを云ふ其宇  
 都志國魂とは國魂神と為て顯世事を守り給ふ神のこと  
 に即隱身に入ても尙此國に御魂を留めて世の中を守るの

義なり前文已に説く如く大神は本來地球の御精靈に坐し  
 ませば仮令隱身に入給ふと雖も此地球を離れて高天原  
 に歸り給ふこと能ざる故に今此御任命あるも亦造化自然  
 の道理とは知るゝなり又御辭の上には委く述給はされど  
 も此顯國魂の神と為れと勅給ふ意義の内は身は幽世に  
 退きて國を守るの神と為れとの御心十分備はるを見る何  
 どなれば國魂とは顯身に就ての名にあらむ神靈的幽体の  
 稱なればなり然れば皇美麻命に顯事を獻りて己命の和御  
 魂を始め其御子神等の御魂をも其々に鎮奉りて皇美麻命  
 の近守神となり給へることと是宇都志國魂神と為給へるも  
 のなりけり  
 大神は此の大命を受けて還坐してより八十神者不置青垣



山<sup>ヤマ</sup>裡<sup>ニ</sup>詔<sup>シ</sup>而<sup>シテ</sup>持<sup>テ</sup>其<sup>ノ</sup>生<sup>ヲ</sup>大<sup>ニ</sup>刀<sup>ヲ</sup>生<sup>シ</sup>弓<sup>ヲ</sup>矢<sup>ヲ</sup>而<sup>シテ</sup>追<sup>ヒ</sup>避<sup>ク</sup>之<sup>ノ</sup>時<sup>ニ</sup>每<sup>ニ</sup>坂<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>御<sup>ノ</sup>尾<sup>ヲ</sup>追<sup>ヒ</sup>伏<sup>ス</sup>每<sup>ニ</sup>河<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>瀬<sup>ニ</sup>追<sup>ヒ</sup>撥<sup>ク</sup>而<sup>シテ</sup>國<sup>ヲ</sup>作<sup>ル</sup>始<sup>メ</sup>矣<sup>ト</sup>ありて彼<sup>ノ</sup>八<sup>ノ</sup>十<sup>ノ</sup>神<sup>ヲ</sup>をば悉<sup>ク</sup>に追<sup>ヒ</sup>撥<sup>ク</sup>ひ給<sup>ヒ</sup>けるが大神<sup>ノ</sup>の御<sup>ノ</sup>本<sup>ノ</sup>心<sup>ハ</sup>は國<sup>ノ</sup>作<sup>ル</sup>の<sup>ノ</sup>大<sup>ニ</sup>業<sup>ニ</sup>に志<sup>シ</sup>給<sup>ヒ</sup>し者<sup>ナリ</sup>なるは國<sup>ノ</sup>作<sup>ル</sup>始<sup>メ</sup>の<sup>ノ</sup>詞<sup>ニ</sup>て明<sup>ナリ</sup>なり神<sup>ノ</sup>典<sup>ニ</sup>に云<sup>ク</sup>故<sup>レ</sup>是<sup>ハ</sup>大<sup>ニ</sup>國<sup>ノ</sup>主<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>平<sup>ニ</sup>國<sup>ノ</sup>の<sup>ノ</sup>時<sup>ニ</sup>到<sup>リ</sup>坐<sup>シ</sup>出<sup>シ</sup>雲<sup>ヲ</sup>國<sup>ヲ</sup>伊<sup>サ</sup>佐<sup>サ</sup>之<sup>ノ</sup>小<sup>ナリ</sup>汀<sup>ニ</sup>而<sup>シテ</sup>爲<sup>シ</sup>御<sup>ノ</sup>食<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>時<sup>ニ</sup>海<sup>上</sup>有<sup>リ</sup>人<sup>ノ</sup>聲<sup>ナリ</sup>故<sup>レ</sup>驚<sup>キ</sup>而<sup>シテ</sup>求<sup>メ</sup>之<sup>ノ</sup>都<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>見<sup>ル</sup>物<sup>ト</sup>頃<sup>ニ</sup>時<sup>ニ</sup>而<sup>シテ</sup>甚<sup>ク</sup>小<sup>ナリ</sup>神<sup>ノ</sup>自<sup>ラ</sup>波<sup>ニ</sup>穗<sup>ニ</sup>乘<sup>リ</sup>天<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>蘿<sup>ノ</sup>摩<sup>ノ</sup>船<sup>ニ</sup>而<sup>シテ</sup>以<sup>テ</sup>佐<sup>々</sup>伎<sup>ハ</sup>羽<sup>ハ</sup>爲<sup>シ</sup>衣<sup>ニ</sup>服<sup>ニ</sup>隨<sup>ヒ</sup>海<sup>水</sup>而<sup>シテ</sup>漸<sup>ク</sup>浮<sup>リ</sup>到<sup>リ</sup>惡<sup>ク</sup>大<sup>ニ</sup>國<sup>ノ</sup>主<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>即<sup>チ</sup>取<sup>リ</sup>而<sup>シテ</sup>置<sup>ク</sup>掌<sup>ニ</sup>中<sup>ニ</sup>翫<sup>ク</sup>之<sup>ノ</sup>則<sup>チ</sup>跳<sup>ク</sup>而<sup>シテ</sup>趨<sup>ク</sup>其<sup>ノ</sup>煩<sup>ヲ</sup>矣<sup>ト</sup>故<sup>レ</sup>以<sup>テ</sup>爲<sup>シ</sup>怪<sup>ク</sup>物<sup>ト</sup>也<sup>ト</sup>雖<sup>レ</sup>問<sup>フ</sup>其<sup>ノ</sup>名<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>答<sup>ク</sup>且<sup>レ</sup>雖<sup>レ</sup>問<sup>フ</sup>所<sup>ニ</sup>從<sup>ル</sup>之<sup>ノ</sup>諸<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>皆<sup>シ</sup>白<sup>ク</sup>不<sup>レ</sup>知<sup>ル</sup>矣<sup>ト</sup>爾<sup>レ</sup>谷<sup>ノ</sup>具<sup>ク</sup>久<sup>ク</sup>白<sup>ク</sup>云<sup>ク</sup>此<sup>ノ</sup>者<sup>ハ</sup>久<sup>ク</sup>延<sup>ク</sup>毘<sup>古</sup>必<sup>ク</sup>將<sup>ク</sup>知<sup>ル</sup>惡<sup>ク</sup>白<sup>ク</sup>則<sup>チ</sup>即<sup>チ</sup>召<sup>ス</sup>久<sup>ク</sup>延<sup>ク</sup>毘<sup>古</sup>而<sup>シテ</sup>問<sup>フ</sup>之<sup>ノ</sup>時<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>者<sup>ハ</sup>產<sup>メ</sup>日<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>御<sup>ノ</sup>子<sup>ナリ</sup>少<sup>ク</sup>毘<sup>古</sup>那<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>也<sup>ト</sup>白<sup>ク</sup>矣<sup>ト</sup>あり此<sup>ノ</sup>御<sup>ノ</sup>傳<sup>ヲ</sup>を讀<sup>ム</sup>者<sup>ハ</sup>如<sup>ク</sup>何<sup>ヲ</sup>思<sup>フ</sup>見<sup>ル</sup>かは知<sup>ラ</sup>ざれども之<sup>ノ</sup>を能<sup>ク</sup>讀<sup>ム</sup>み能<sup>ク</sup>味<sup>ハ</sup>はし神<sup>ノ</sup>代<sup>ノ</sup>の事<sup>ヲ</sup>情<sup>ヲ</sup>また神<sup>ノ</sup>心<sup>ノ</sup>の虛<sup>ク</sup>心<sup>ノ</sup>無<sup>ク</sup>

我<sup>レ</sup>に坐<sup>シ</sup>ますこと及び是<sup>ハ</sup>實<sup>ニ</sup>天<sup>ノ</sup>下<sup>ノ</sup>の遺<sup>訓</sup>なるの義<sup>ナリ</sup>然<sup>ル</sup>るは先<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>代<sup>ノ</sup>の事<sup>ヲ</sup>情<sup>ヲ</sup>を知<sup>ル</sup>は天<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>蘿<sup>ノ</sup>摩<sup>ノ</sup>船<sup>ニ</sup>と<sup>シ</sup>古<sup>ノ</sup>史<sup>ノ</sup>傳<sup>ニ</sup>に委<sup>シ</sup>しく説<sup>ク</sup>述<sup>ク</sup>られし如<sup>ク</sup>白<sup>ク</sup>薺<sup>ノ</sup>草<sup>ノ</sup>の實<sup>ノ</sup>皮<sup>ハ</sup>三<sup>寸</sup>四<sup>寸</sup>ばかりなるを二<sup>つ</sup>に割<sup>リ</sup>たる其<sup>ノ</sup>一<sup>片</sup>は能<sup>ク</sup>船<sup>ニ</sup>に似<sup>タ</sup>る物<sup>ナリ</sup>と云<sup>フ</sup>へば誠<sup>ニ</sup>に少<sup>ク</sup>船<sup>ノ</sup>なりまた佐<sup>々</sup>伎<sup>ハ</sup>とは是<sup>ハ</sup>亦<sup>ハ</sup>古<sup>ノ</sup>史<sup>ノ</sup>傳<sup>ニ</sup>に説<sup>ク</sup>れて鶴<sup>ノ</sup>鶴<sup>ハ</sup>俗<sup>ニ</sup>に美<sup>ク</sup>會<sup>ハ</sup>佐<sup>々</sup>伊<sup>ト</sup>云<sup>フ</sup>て至<sup>極</sup>ノ小<sup>鳥</sup>なることを説<sup>ケ</sup>り其<sup>ノ</sup>鳥<sup>ノ</sup>の羽<sup>ヲ</sup>を衣服<sup>ト</sup>として白<sup>ク</sup>薺<sup>ノ</sup>草<sup>ノ</sup>の皮<sup>ヲ</sup>船<sup>ニ</sup>に乗<sup>リ</sup>神<sup>ニ</sup>に坐<sup>セ</sup>ば其<sup>ノ</sup>小<sup>神</sup>にまれば知<sup>ル</sup>べく主<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>已<sup>ニ</sup>然<sup>レ</sup>れば從<sup>者</sup>神<sup>ノ</sup>も亦<sup>ハ</sup>小<sup>ク</sup>ありしこと疑<sup>ハ</sup>ひなし而<sup>シテ</sup>其<sup>ノ</sup>聲<sup>ハ</sup>人<sup>ノ</sup>聲<sup>ニ</sup>に坐<sup>シ</sup>て遠<sup>ク</sup>に達<sup>ス</sup>し且<sup>レ</sup>能<sup>ク</sup>大<sup>ニ</sup>神<sup>ノ</sup>の御<sup>ノ</sup>問<sup>ヲ</sup>を領<sup>シ</sup>給<sup>ヒ</sup>て知<sup>ラ</sup>せとは答<sup>ヘ</sup>給<sup>ヒ</sup>り如<sup>ク</sup>此<sup>ノ</sup>御<sup>ノ</sup>姿<sup>ト</sup>齒<sup>ノ</sup>聲<sup>ト</sup>不<sup>レ</sup>平<sup>均</sup>なることは尋<sup>常</sup>よてはあ<sup>ル</sup>まじき筈<sup>ナリ</sup>また其<sup>ノ</sup>物<sup>ヲ</sup>を神<sup>ト</sup>して視<sup>ル</sup>るも今<sup>世</sup>の人情<sup>ヲ</sup>よてはあ<sup>ル</sup>まじきこと



なり云へば畏きことなれども小虫とこそは視るべけれ其  
 神の御名明かならまどて之を谷具久の蛙に問ひ給へば蛙  
 も亦能く答へを發し又彼の久延毘古なるは於今云山田之  
 會富騰者也此神者足雖不行盡知天下之事神也とありて今  
 世も鰻人形と濫褻を著せて田畑に立て鳥獸の害を防ぐの  
 用も供する者なれば固より足雖不行とて能く歩行し得べ  
 きに非ざ而かも之を召てとは如何なることを云ふならん  
 か或は其鰻人形的の物を取寄たることならむか然るには  
 あるまじ此必其御魂を召給ひし者なるべし以上述る所に  
 依り考ふれば其時の事は所謂出入幽顯の義にて今の世狀  
 とは大に異なるを悟るべし次に神心の虚心無我とは大國  
 主とも稱へ奉る尊き大神に坐しながら事を知ざれば谷具

久にも問ひ久延毘古にも問給ふこと如何に無我の御心な  
 るかも實に虚心と申し奉るべし之を今世人情の橋慢自尊  
 にして他人を凌侮輕蔑するに比せば是非果して如何ぞや  
 次に天下の遺訓なりとは少毘古那神は御委小に坐せども  
 畏も産巢日大神の御子にして甚も尊き大神に坐せり大國  
 主大神の國作の御神業も此大神の御力ありて運行善かり  
 しは此の後の御傳へと見て明かなるを如此大神をも其御  
 姿を視て初に捨てたらば殆ど大業を誤まり給ひしならん  
 も知る可らざるなり又前文已に述べたる如く大神の虚心無  
 我に坐しますこと等是寔に天下後世の模範として仰ぐ可  
 き事なり然れども少毘古那神の御身の小は是必眞實の御  
 姿には坐さざして御心ありて御貌を變じ給へる者なるを



知る何となれば如何に尊く坐しますとも願世に立て世の中  
の事を爲し給ふに佐々伎の羽を衣服に着給ふばかりの  
御身よては何事をか爲し得給はん高橋増子靈異の幽冥通  
にて語る所に依れば少彦名神は御身を大小に變じ給ふ神  
よて其神々の中に列席し給ふ等の時は大身に坐しまして  
決して小神とは拜み奉らざと云ふ其小身に變じ給ふ時も  
五六歳の童子の如くに拜み奉りしとぞ平田大人の赤縣太  
古傳には青良小童君者太上大道君之司直元始天王入室弟  
子也形有嬰孩之貌故傳宮以小童爲號其爲器也環朝洞照聖  
周万變玄鏡幽鑿才爲眞俊云云其青眞小童君は少毘古那神  
のことなりと説き給へり如何も神典の御傳高橋増子の幽  
冥通と能くも符合したる傳説なり

故爾遣使而白上於神產巢日御祖命則詔曰此者實我子也云  
云與汝葦原醜男命爲兄弟而宜作堅其國詔矣とあり凡何事  
を爲も獨身にては成得難し造化大神の深き御心として少  
毘古那神を此地球に遣し給へる者なるは信じて疑ひある  
可らば是ぞ世の中に義兄弟のゐる始めなり故爾爾大名牟  
遲與小名牟遲二柱神相並而一心戮力國巡作堅之時云云殖  
生葦薦菅而如水月浮漂之國地固造矣因曰葦原國とありて  
二柱大神等の國作給ふこと幾千萬の年をか経たりけん葦  
薦菅を殖生して水月なす浮漂よふ地を固造給ひて國の名  
とさぬなりし次第なれば容易の事に非ざるは知るべきな  
り然るに此國を葦原國と稱するは二柱大神の御神業に因  
るものなるは此にて明なるを其以前の國名に於て已に葦



原の國とも稱したりしやと思はるゝことのあるは天照大  
御神の須佐之男神に詔給ふ御詞に葦原中國に宇氣母智神  
あり云々と云ふことあり又須佐之男神の御詞にも此者葦  
原魂男云神也宜給ひしことあり又神産巢日神の御詞に與  
汝葦原醜男神爲兄弟而云々と詔給へることある等は此國  
名に據り給へる御詞なるべしと思はるゝに其時はいまだ  
葦原の國名は無き時なれば如何の故ならんかと云ふに此  
國至遠の太古より土質の自然として葦の生る國なれば天  
津國又は豫母都國よりは指して葦原と唱へ給ひしなるを  
いまだ國名と定まりたるには非ざりしを二柱大神等土質  
の自然に隨ひ彌々益々葦薦菅等を殖生して國作成し給ひ  
しより天津國又月國より指稱の慣例もあるを參酌し此國

の公稱とは爲し給ひしなるべし故に初は葦原にて後は葦  
原國との別あるを知る菟も角も二柱大神國作の大功徳大  
なる哉爾復二柱神爲宇都志伎青人草及畜産則定其療病方  
又爲攘鳥獸昆虫之災異則定給其禁厭法矣是以百姓至干今  
咸蒙其恩頼而皆有效驗復此少毘古那神者作始酒之神也故  
亦謂久斯神とありて是ぞ世の中に醫藥禁厭の法の始なり  
此後少日子命者到坐伯耆國粟島蒔粟而蒨實之時載其莖見  
彈而渡坐常世國矣とあり此常世國とは幽世にまれ遠國に  
まれ常に目に視ぬ國のことなり所を定めて云ふべきに  
ゆらき只此國を去り給へることを云ふ高橋増子靈異の神  
告に依れば少毘古那神は彼の彗星の精靈又坐しますと云  
ふ彗星の軌道は不規則なりと云ふ説あり果して然らば神



産巢日神の御詞に自吾手候満墮之子也と詔給へることわ  
るは深き幽契あることならんか於是大國主神愁而詔曰吾  
獨而何能得此國執神與吾能相作此國耶詔之とありて大  
國主大神は此國作の御責任を持ち給へば御心誠に愁給ひ  
しの御事情今より察し奉られて畏きの至なり造化大神其  
御心を憐み給ひてか是時忽然神光照海原爲素裝束一現浪末  
而持天薙矛而有依來神其神詔曰能治吾前則吾共與相作成  
惡若不然則國成難惡詔矣爾大國主神問曰然則汝者誰耶答  
曰吾者汝之幸魂奇魂也大國主神曰唯然爾知汝者吾幸魂  
奇魂也矣今欲住何處耶白之則答言吾者伊都伎奉倭之青垣  
東山上矣故於彼處營御室而令鎮坐矣とありて大神御自心  
には覺給はざるに其幸魂奇魂は別れ出て御別体を成給

ふこと靈異にも亦畏きの至なり必竟御至誠の光輝發して  
此靈異を現し給ふ者なり此の道理は神のみ然るに非を何  
人も精神の凝る所善惡共に然ることあるは造化の神理な  
りとす世俗の所謂生靈なる者は其類なり  
於是大國主神與其和魂神戮力以廣予爲御杖而撥平國中  
邪鬼而國作給矣とて其和魂とは前に現れ給ひし幸魂奇魂  
の神に坐して即ち大物主神に坐しませり如此大神は國作  
給ひて大國主の神と爲り給ひしは御后神須勢理毘賣命の  
御歌に夜知富許能加微能美許登夜阿賀淤富久邇奴斯許曾  
波云云と詠給へるにて明かなるのみならず此後に起り來  
る事を見て知べきなり然らば高皇產靈神天照大神御神之命以  
而於天安河之河原神集八百萬神集而於天思兼神令思而神



議曰此奉原中國者我御子之可知國言依所賜之國也云云  
とて先天穗日命を遣し給ひ言問せ給ふに此神は大國主神  
と媚附とはあれど其實國津神々の心を漸次に温和に服従  
せしめんとすの深算遠謀に坐し、ことは此後復命白し給ひ  
し時の状を見て知るべし次、其御子武三熊之大人を遣し給  
へども父の命の言に順ひ給へり次に天稚日子を遣し給  
へば此神は惡心にて復命白さ終に返矢に中て身死りき  
次、經津主神武甕槌神を遣し給はむとけるときは其天  
穗日命者押別天之八重雲而天翔國翔而見廻天下而返事白  
之豐葦原之水穗國者畫者如狹蠅水沸夜者如火發光神在石  
根木根立青水沫亦言問而荒振國也雖鎮平而於皇美麻命  
爲安國平然將令所知坐白而以已命之子天夷鳥命副經津主

神健御雷之男神而天降遺而撥平荒振神等國作之大神亦  
鎮而大八島國之現事顯事令事避矣とあるは天穗日命の御  
功徳の次第なるが此に依りて大國主大神の御功徳と御精  
神とを想察し奉るべきものは天穗日命の天降り給ひし時  
の國狀たるや畫者如狹蠅水沸夜者如火發光神在石根木根  
立青水沫亦言問而荒振國也とある如くなるに是其時俄に  
如是なりしにあらせ遙に遠き其以前より水月なす國と共に  
に人草万物も治らせありし者なるを大國主大神は治めに  
治め鎮に鎮め給ひしも未だ全く安らかに定らざりし者な  
るは言ふまでもなきことなり然れば大國主大神は其初は  
八十神に苦められ其後は國作に苦勞給ひ仮令大國主の神  
とは爲給へども未だ曾て安き日として坐しまさる内に



今は又其作らし、國をも皇美麻命に献れとの天勅を受る  
こととなりたるに其御使神と坐す天穗日命は御手に一兵  
をも率給ざる單身の御談判に少も否み給ふことも無く顯  
事と避給ふことゝ爲り給へるは其御功徳其御精神如何に  
尊き畏きことならずや速水が如きは其事を想察し奉れば  
殆と感泣鳴咽に堪ざるなり其れ然り經津主神健御雷之男  
神天降坐して大國神神に汝意何如當避奉不乎問之時大國  
主神對白之疑之汝二柱者非來吾處故不須許唯吾住所者如  
天神御子之天津日繼所知之登陀琉天之御巢而於底津石根  
宮柱太知於高天原氷木高知而治賜則吾於百不足八十垵手  
隱而待惡白給矣とあり此御詞を能く味ひ奉れば其昔須佐  
之男大神の詔給る御心と相應じたるが如くに思はる大

神の御心には早く已に御定めあれば少も驚き給ふことな  
く經津主神健御雷之男神に暗に其憍慢無禮なるを斥け給  
ひて眞正の天使に有よとて言を立て理を正し給へば二  
柱の神も固尊き神に坐せば御心直に悟給ひ天に還昇而報  
告之時高皇產靈神乃還遣二柱神而勅大國主神曰今聞汝之  
所言深有其理故更條條而勅之夫汝之所治之現事者宜吾皇  
美麻命治汝者可治神事又汝之應住十足天日隅宮者今當供  
造其宮造之制者乃縱横之御量以千尋栲繩百結々八十結々  
下而柱則高太板則廣厚又當主汝之祭祀者天穗日命也令詔  
之時大國主神曰天神之勅教慇懃如此敢不從命乎吾兒八  
重言代主神爲鳥遊漁而在三津之崎今問之當報命白而云云  
於是積羽八重言代主神令言其父大神曰恐之如天神之命此



國者可立奉天神之御子吾亦不違奉云而即蹈傾其船楫而天  
逆手於八重青柴垣打成而隱坐矣とあり又次には御子健御  
名方神も此葦原中國者隱天神御子之命而獻惡白給へば爰  
に全く事濟給ひて大國主大神宣給はく此葦原中國者隨命  
既獻惡如吾防禦者國內之諸神必當同禦今我奉避則誰有不  
順者亦吾子等百八十神者八重事代主神爲神之御尾前而仕  
奉者不有違神白給矣と嗚呼大神國作の御苦難は須佐之男  
神の大命以前に於ても數へて八回にも及びけるが其後は  
事々物々皆苦なりとも稱すべき有狀にて國作の御神業を  
成給けり然に其御成業を見るや否や天神の御子に國家の  
大權を奉獻り己命は退き幽冥事を知り給ふことゝ爲たる  
を世人如何か思定めむ是ぞ造化の眞理にはありける抑此

世界は天地泉の三體を以て組織し天日は上み純陽を主宰  
給ひ月泉は下に純陰を主治給ひ地球は日月上下の中間に  
在り陽と陰とを舞持するを以て中國と稱し而して地球の  
事亦分れて二となし一は顯事二は幽事此二の事共に日月  
の關係ありと雖も其部屬を定むるときは顯事は陽にて  
日に屬し幽事は陰にて月に屬す然れば皇美麻命は天照大  
御神の御子に坐し即ち天津日繼として顯事を主宰給ひ大  
國主神は顯國魂神として永隱て幽事を主宰給ひけり世よ  
は之を名けて顯幽分界の時と稱す神典に云く故是時大國  
魂神白之天照大御神者悉治天原皇美麻命者專治葦原中  
國之八十魂神我者親治大地官惡言訖矣とあるは是なり如  
是功成身退の御神慮尊しども畏しども稱へ奉らむ辭もな



く坐しませす大神にませば高皇産靈大神天照大御神の勅命  
以て天穗日命をして御祭を爲しめ給ふとは神多き神の中  
に只此大神ばかりの事なりけり今世までも大社と稱奉る  
も宜なりけり天勅已に如此し天下の人誰か敬ひ奉らざる  
可むや

○五元神

五元神とは風火金水土五元の大神等のことにて漢土にて  
は木火土金水と云ひ印度にては地水火風の四大に空を加  
へて五大に云ふ漢土の木は易卦に配するれば巽に當り巽  
は巽風とも云ひて風に通ずるを以て神典の五元と大に異  
なることなし印度の四大は正しく金を欠ぎ空を加ふれば

も空は風の体とも云ふべければ終に完全なる五大とは云  
ふ可らざるなり然るに印度にては土と云はせして地と云  
ふ地なる物は金物を藏有するを以て金は地に攝したるか  
は知らざれども攝するの説を爲せば火水も亦地に藏有せ  
り何よしても完全なる五大説とは云ふ可らざるなり尙空  
のことに就ては多々の論説あれども本書の問題外なれば  
他日別に詳論せんと欲は故に此所には贅せざるなり  
神典よ云く伊邪那岐命詔曰吾所生之國唯朝霧而薰滿哉詔  
之而於吹撥之御氣成坐神之名志那都比古神次志那都比  
神此者風神也亦名謂天之御柱命國之御柱命此者坐龍田立  
野神也故亦謂龍田比古龍田比女神とあり風は陰陽の氣の  
一方閉塞したるとき一方の氣之を融化せんとして起者な



り朝霧の薫満るは陰氣の閉塞なり故に伊邪那岐大神の御陽徳を以て吹撥ひ給へるに風神現れ給へり志邪は息長にて風は万物の氣息なるの義なり風にも亦陰陽あり譬へば吾人が息の如き吸ふ息あり吹く息ありまた口を開きて吹けば其息暖なり窄て吹けば其息冷なるが如し要するに陽より起る風と陰より起る風とある故に比古比賣の二柱神坐しすなり又天之御柱國之御柱とは天地國土の柱と爲て之を支持するの力あること猶家に柱あるが如きを云ふの御名なり實に大虚空中に懸在たる日月星辰大地等各自の周圍に填塞する風氣の壓力に依て能く支持せられたる故に之を天之御柱國之御柱と稱へ奉るは如何も然る御名なり天照大御神を天上に擧奉る時に天之御柱を以てし給

ふも風氣に乗せ奉りしことなり佛説に風輪と云ふも即是なり風の實體は空氣なり其運動する所を風と云ふかとは物の幽微なるを云ふの古言にてせは急迫の義あり故にかぜとは目には見ぬ力の万物を動搖撓靡すること云ふの名なり然に此大神のいまだ生れ出で給はざる以前より已に風氣の運動ありしことは宇比遲遲神須比遲遲神の以前に於て大風起りて青海原を巻き立て山陸を形造たりと云ふにて明かなるを今伊邪那岐大神の朝霧を吹撥給へるに依り初て風神生れ坐し給へりとは事理矛盾するが如く思ふ者もあらんかなれども此義は已に前にも述べたる如く造化自然の道に於て物力的作用はあるものなれども伊邪那岐大神伊邪那美大神二柱國造の間に於て生坐し給へる



神々は其顯身に坐せり然れば風氣の運動作用は其以前よりありしは固よりなれども其時は隱身に坐していまだ顯身は坐しませざりしなり今や顯身を成給へば此は風神なりとして拜み奉るべき個体的神体を成給へるなり是れに就て一言すべきことあるは神体に三身あることなり三身とは第一本靈第二顯身第三幽身に於て本靈とは無物大虚空より一微物に至るまで靈力ありて充滿す譬へば吾人の身に於て生るゝの初より死るの終に至るまで靈力存在して活動の本を爲すが如し己自ら考察しても其靈力の色相形狀を識ること能はざるなり然れども此靈力なる者能く心識的活動を爲して視聽言動し喜怒哀樂し感應變通せざることなし其如此の靈能ある物之を名けて靈魂と云ふ

是人身の本靈なり凡一切万物一として本靈無き物なし即國土山海金石草木禽獸虫魚等皆之を有す必竟是造化の本力なり第二顯身なる者は各物各自の本性として各別に具する所の定相を云ふ者にて人の人たるも亦是なり人身以外の万物は暫之を造化力に攝約して特に人身を以て顯身の境界として論ぜれば彼の万物なる者は器機的一定の作用に止まれども獨人身は然らば自由變化の活動を爲す得べし故に智仁勇能術の如き人身に非ざれば修得する能はざるなり殊に言語問答して自他相交通するが如きは獨人身の特性とも稱すべきなり是と以て天地ありて四時循環し万物ありて生々繁殖すと雖ども天言はず地語らば萬物互に默然たるときは造化の妙用殆ど徒徳に屬するの威



あり人身あり初めて言語し問答し天を談じ地を語り萬物の  
の徳用を説述し以て造化の靈徳妙用を讚歎美稱し之を詠  
じ之を歌ひ之を喜び之を樂まば初めて造化の本意とは云  
ふべきなり況や天地萬物は廣大と多數とを以て盛徳を觀  
るべしと雖も人身は然らば小身以て天地萬物の徳を一  
神に集合具備するの靈物なるをや是を以て天地萬物の本  
靈必顯身を人界に出ざるなし第三幽身なる者は一旦顯身  
又出たる者此顯身を去りて幽界に入るに出世以前の本靈  
界には入らざして別に一界を成し其顯身の姿相を存有す  
るの幽境身を云ふ此三身佛説に於て云へば第一本靈を法  
神と云ひ第二顯身を應現身と云ひ第三幽身を報土身と云  
ふ又之を造化三神の神徳に配すれば本靈は天之御中主大

神顯身は高皇產靈大神幽身は神皇產靈大神となる亦之を  
易理に當れば本靈は太極と爲り顯身は陽と爲り幽身は陰  
となる然れども此三神なる者は三にして一本是一道の三  
徳なれば終に相離可らば又之を二界に約して顯幽と云ふ  
造化有形の顯象即宇宙間の實相を顯界と云ひ本靈と幽身  
とは前後の別ありと雖も皆是幽境に屬せ故に神道に於  
ては二世を説く佛法は三世を説くと云へども神道も三世  
なり佛法も亦二世なり神道は境界を以て説く故に顯幽二  
世と云ひ佛法は時を以て説く故に過去現在未來の三世と  
云ふ是を以て神道佛法共に二世なり三世なり但し神道の  
過去は造化の本靈と歸し佛法の過去は衆生の行業に歸す  
一は惟神の道より出る者とし一は輪廻の境界なりとす惟



神の道より出る者は復惟神の道より歸り輪廻の境界より來たる者は終に輪廻の本性を離る、こと能はざるべし或は解脱成佛の説を爲と雖も必竟造化外に出ること能はざるの証擧て數ふるに違わらざるなり今之を論せんと欲するれども問題他岐に渉るを以て此はこゝに止め神體の本題に歸らんとす然れば風神として今現れ給へるは其人體的顯身に坐しやすなり次に火神の御傳は前文中已に之を掲げたるを此大神の御神徳たるや造化の上に於て廣大に坐しますは御名を稱へて火産靈神と申し奉るにて知るべし然れば萬物何者か温熱の力に依りて發生するものあらんや此大神天に坐しましては天照大御神と御心を合せ給ひ地に在ては地温となりて萬物を發育し給ひ月に在りては常に其勢を助け給ひ風に和して風起り水と合して水流れ金に觸ては金を融す等關係頗る廣大なりとす吾人若此大神の神徳無ば身体忽冷死せむのみ次に金神の御傳も亦前文中之を掲げ奉れり此大神は物体の根本と爲りて能く萬物を保持するの神徳に坐せり故に天國に於ては天之御柱と爲り地球に於ては國中之御柱即地軸と爲る風神の天之御柱國之御柱は外面に在りて支持し此大神の天之御柱國中之御柱は内部中心に在りて保持は宇宙間若此大神の御神徳無くば物体結成すること能はざる散乱し去らんのみ故にカキとは堅根の略語にて所謂詞志古根神の御名と殆ど同義なりとすカキは本性の稱にて

なりて萬物を發育し給ひ月に在りては常に其勢を助け給ひ風に和して風起り水と合して水流れ金に觸ては金を融す等關係頗る廣大なりとす吾人若此大神の神徳無ば身体忽冷死せむのみ次に金神の御傳も亦前文中之を掲げ奉れり此大神は物体の根本と爲りて能く萬物を保持するの神徳に坐せり故に天國に於ては天之御柱と爲り地球に於ては國中之御柱即地軸と爲る風神の天之御柱國之御柱は外面に在りて支持し此大神の天之御柱國中之御柱は内部中心に在りて保持は宇宙間若此大神の御神徳無くば物体結成すること能はざる散乱し去らんのみ故にカキとは堅根の略語にて所謂詞志古根神の御名と殆ど同義なりとすカキは本性の稱にて



訶志古根は成体の謂なり而して御名の金山毘古神金山毘  
 賣神は文字の如く金礦の所在多く山に在より世人稱へて  
 金山彦神金山姫神とは白し奉りしなるべし地中何の所と  
 して金なき所はあらざれども先山より掘取るを常とする  
 よりの御名と知らる彼の瓊矛を小山に成きと云ひ天金山  
 の鐵を取りと云ふ等は此御名に縁故あるべく覺ゆるなり  
 今の世にも金礦を金山と云ふは古稱の儘なるべし平田大  
 人は金神は伊邪那美大神の悶熱懊惱し時に生れまし給へ  
 ば枯惱の約言なりと説き給へり或は其義もあるべし已に  
 前文にも説く如く世の寶の中は金は人心を惱ます者無  
 ければ之を生み給へる母大神御惱みの因縁永絶ぬを人心  
 を惱ますの義ありて其御名と爲りたらんも知る可らざる

なり而して金に於ても陽性あり陰性あり例へば金と銅と  
 は陽性として銀と鐵とは陰性なるが如し故に産姫二柱神  
 坐しますなり  
 次に水神の御傳も亦前文中に掲げ奉り此大神は火神と  
 正反對し立ちて御神徳を現し給ふ神に坐して其神徳を述  
 べ奉れば世の初浮雲の根係る所なきが如くして漂在る一  
 物分れて二となり一は陽性の光体と爲り一は陰性の暗体  
 と爲るが其暗体漸く化して水塊と成りたり所謂青海原と  
 は是なり水神の神徳は早く此時に於て發動せり其より漸  
 次に變化して海陸分れ更に變化して塩水は海に屬し清水  
 は陸地に出ることゝ爲り水神の徳大に滅縮せしが如くな  
 れども其實然らず海と云ひ川と云ひ池と云ひ井と云ひ亦



以て雨露氷雪と云へども一として水ならざるなし只水徳  
の分る所に随ひて其名を異にするのみ萬物何物か水徳の  
滋潤あらせして能く生育する者あらむや世人は水を以て  
單に流動ける者とのみ思へども然らば其立体となるは氷  
雪是なり其氣動する雲霧是なり凝りては以て一邊一隅に  
塊在溜止し散じては以て空中に遍満す水徳の變現するこ  
と亦奇なる哉功用に於ては變現ありと雖ども只陰徳の一  
体のみ故に彌都波能賣神一柱に坐しませり  
次に土神の御傳も亦已に前文中よ掲げ奉れり此大神は物  
体の本質と爲り給ふ大神に坐して此世界萬物の如此存在  
する所の体相あるは其神徳に非ざるなし若此大神の神徳  
あらば水火も寓するに所なく金石も成るに其本なし風

も亦何とてか支持せん只大空を吹き去らむのみ吾人が身体  
として愛重する者は實に土塊にして此大神の神徳なるの  
み  
以上風火金水土の五柱大神は此世界存在の本原に坐しま  
すが故に古より五元の神として崇敬し奉れり誰御祭仕へ  
奉らせして可ならんや

一 祓戸神

神典に云く伊邪那岐大神既還坐而悔之曰吾至伊邪志許米  
志許伎汚穢國而在哉故欲滌去御身之穢惡詔而云云到坐筑  
紫日向之橋之小戸之阿波岐原而祓祓給矣とあり凡清明な  
る物は天と爲り重濁物は地と爲るとは掲げて日本紀の開



卷にあり此物ありて此徳あり物清明なれば其徳正善なり  
 物濁穢なれば其徳邪惡なるは造化自然の理法なり然ば人  
 の天性に於て物の清淨なるを見れば其心愉快く其の汚穢  
 なるを見れば其心嫌惡す伊邪那岐大神豫母都國より還坐  
 して我は伊那志許米志許米伎汚穢國に到りて在けりとて  
 甚く悔給ひ御身の穢惡を滌去はむとして禊祓給へり是ぞ  
 世の中に禊祓の神事ある初なりける神典歴史の上には其  
 御傳漏たれども其時大神は天命を請ひ受けての御祓なり  
 しは彼の禊祓の祝詞に高天原爾神璽座須皇親神漏岐神漏  
 美乃命乎以豆云云とあるにて明白なり依て思ふに其天命  
 なる者只海川に往て御身を洗去れとの御教のみなりしか  
 或は畏き御法を示され給ひけむか皇美麻命の天降給ふ時

に天忍雲根命宣天津諄辭祓清云云とあるを以て考ふれば  
 必畏き御法のありつらむは疑ひなしとは知れども其御法  
 は如何なるものならむか知るべき由なし如何してか知る  
 べき道もがなと一心念願の折柄心中自から覺得たるは彼  
 の古より重大御祓詞として傳たる登保加美依美多米祓比  
 給閉清米給閉の御詞を伊邪那岐大神の天津大神より御教  
 を受け給へるものなるを知れり而して其登保加美とは遠  
 神にて天津神と坐す神魯岐命神魯美命よりも更に高遠に  
 鎮ります神と申すことにて隱御身又坐します大神即ち天  
 津神も尙太占を以て御心を問奉る大神の御事にて其大神  
 は天津國よりも正目に拜み奉ること能はざれば何れ向ひ  
 て祈ぎ申さむも定まりたる方も無れば只遠さと斗り稱へ



奉る故の御辭なるを知れり是ぞ惟神隱御身に坐は造化三  
柱大神の御事には坐しける依美多米とは愛まひ給への約  
り言にて愛給ひ恵み給ひ救ひ給ひ助け給へ等の意義なり  
古來エミタメと讀みて咲ひ給へなりと説く者ありしが我  
が師丸山作樂大人エミタメに非せエミタメなりエトエは  
音韻異なり意義異なり已に古き物に依微と書たるありと  
説き明れしは親く聽得てありしが其後我が友人中津町居  
住緒方又三郎主の所持する大同年中の製に係る古鏡に吐  
普加身依身多女と正しく依の字を鑄着たるを見たり我が師  
の御説無くんば此難有き古言古義を埋没に歸すべかりし  
を幸に教示を得たること何よりの恩頼なりとす比給閉  
清米給閉とは御詞の儘なるが此御被ひなる者は水にて洗

ひ得べき汚穢物のみに非らば御心にまて染み着きたる紙  
御魂まてをも被ひ給ひ清め給ふの御法なれば尊しども畏  
しども言まも堪ぬざるは世の御被なり又伊邪那岐大神の  
御心は天地同体に坐しませば御心の清まり給ふと共に天  
地も亦清まるの道理あり然れば此の御被又就きて如何な  
ることかありぬらむ請ふ此後を見よ神典に云く故於投棄  
御帶成坐神之名道之長乳齒神次於投棄御衣成坐神之名和  
豆良比之宇斯能神次於投棄御輝成坐神之名飽咋之宇斯能  
神次於投棄左御手之手纏成坐神之名奥疎神次奥津那藝佐  
毘古神次奥津甲斐辨羅神次於投棄右御手之手纏成坐神之  
名邊疎神次邊津那藝佐毘古神次邊津甲斐辨羅神凡九神矣  
とありて此九柱神は御身に着る物を脱給へるに因て成坐



る神なり此九柱の神等如何なる神徳の神に坐すか能く明  
 かよ説きたる書なし然に我自不可思議的の解釋を得たれ  
 ば之を左に述べる之を信ぜると否とは讀む人の心に任せむ  
 のみ  
 御帯に成坐る道之長乳齒神は御帯は解くにも結ぶにもま  
 た其姿も長く引延て速なること能はざる物なれば其縁に  
 因り成坐る神は道の長道を匍ひ行く如き心の愚痴なる神  
 とは成れり  
 御衣に成坐る和豆良比之宇斯能神亦煩神と申すは御衣は  
 身に纏ふ物なれば其縁に因り成坐る神は心常に煩しく憂  
 苦よ沈み晴る時なき心の神とは成れり  
 御禪に成坐る飽昨之宇斯能神は御禪は身体保護の爲に著  
 るに非必覺裝飾の爲にて身分高き者の着る物なるの縁  
 に因り飽食之大人として所謂飽食暖衣逸居し我慢多欲な  
 るの神とは成れり  
 左右御手之手纏に成坐る神々は奥と邊の和魂荒魂に分れ  
 て其疎神は逆り疎り隔り離り等の意義あり即ち人と忤離  
 疎隔反逆するの謂にて憤怒怨恨の情の深き神なり其那藝  
 佐昆古神は波激彦まで彼の海濱の波に濡て乾く間もなき  
 如く常に泣く涙の絶間なき心の神なるを云ふ其甲斐辨良  
 神は陰平あり日平ある心にて表裏反覆の詐偽心なる神を  
 云ふ今の世にも心の表裏ある人を陰日當のあると云ふも  
 其意なり而して平とは方面の義にて俗に平の字を用ふ故  
 ん之に従ふ此神々の御手の手纏に成坐るは手は事を爲す

るに非必覺裝飾の爲にて身分高き者の着る物なるの縁  
 に因り飽食之大人として所謂飽食暖衣逸居し我慢多欲な  
 るの神とは成れり  
 左右御手之手纏に成坐る神々は奥と邊の和魂荒魂に分れ  
 て其疎神は逆り疎り隔り離り等の意義あり即ち人と忤離  
 疎隔反逆するの謂にて憤怒怨恨の情の深き神なり其那藝  
 佐昆古神は波激彦まで彼の海濱の波に濡て乾く間もなき  
 如く常に泣く涙の絶間なき心の神なるを云ふ其甲斐辨良  
 神は陰平あり日平ある心にて表裏反覆の詐偽心なる神を  
 云ふ今の世にも心の表裏ある人を陰日當のあると云ふも  
 其意なり而して平とは方面の義にて俗に平の字を用ふ故  
 ん之に従ふ此神々の御手の手纏に成坐るは手は事を爲す



の動作ありて或は他人に關係あるものなれば疎も泣くも  
表裏あるも自他の間に涉るの意義あるにて其然るを知る  
以上九柱の神是ぞ世の中の凶事を知る神にて人に此心あ  
るは災禍を招き不幸に陥るの根本なりとす故に人として  
幸福を得んと欲する者は先其心の憂苦忿怒愚痴憍慢悲痛  
詐偽等を去り快活圓滿清淨勇剛の精神を發揮するに在り  
伊邪那岐大神禊祓の初に於て御身に着ける物を棄て給ふ  
に此神々の成坐ること神理の玄妙なる自から天下の教を  
現し給ひて其尊きこと限なし世の人此の解釋を見て不可  
思議と思ふや否や速水が如きは決して我が心と思はざる  
なり世人請ふ能く玩味せよ  
於是伊邪那岐大神興言曰上瀬者瀬急下瀬者瀬弱而於中瀬

墮道豆伎而源之時吹生大瀬津日神亦云八十柱津日神亦云  
天之麻我都比神此神者到坐其穢繁國之時因汚垢而所成之  
神也亦名瀬織津比賣神此者天照大神神之荒御魂也次爲直  
其禍而吹生大直毘神亦云神直日神亦名氣吹戸主神此者天  
照大神神之和御魂也次伊豆能賣神亦云速秋津日神亦云速  
秋津日子神速秋津比賣神此者水戸神也次速佐須良比賣神  
者與速須佐之男命合力而座神也上作瀬織津比賣神氣吹戸  
主神速秋津日神速佐須良比賣神四柱者所謂祓戸神等也  
あり此文は神典中より其要を約せしものなり上瀬者瀬急  
下瀬者瀬弱と云ふこと其時の事實を記したる者なるは固  
よりなれども自ら惟神の道理を含みたること奇なり急と  
弱とは積極と消極とて共に完全を得る凡そ凶事の起るは



必事物の平均を得ざるの致す所なり若夫凶事を去りて吉  
事に向はんと欲せば必其中を撰び心の平安を得るはある  
可らざるなり造化の眞理如是くなるが故に大神の御心急  
きにも弱にも安じ給はざりしは惟神自然の教義此中に在  
ること尊しと云ふべし依て中瀬に降立給ふに心身共に快  
く勇しく思し給ふ時に成坐神は大禍津日神に坐して是ぞ  
世の中の凶事を統轄し給ふ大神に坐しましける此神は天  
照大神の荒御魂の神に坐して亦の御名を天之麻我都比神  
とも稱へ奉れり總て禍と云へは邪惡の事とのみ思ふ者あ  
れども其はいまだ神理の眞相を知らざる者の謬見のみ天  
徳にも凶變あり日光の熱度甚酷なる時は能く万物を乾殺  
するの威力あり是ぞ天照大神の荒御魂の御稜威には坐

しける即天の禍つ日なりまた世の中の妖物凶事を主宰坐  
します大禍津日には坐しけり此神は水瀬の清き流にて生  
座給へば常に川瀬に降立給ひて世の中の罪穢を祓ひ清め  
給ふの靈徳坐しませり之を瀬織津比賣神と稱へ奉りて祓  
戸四柱の中の一柱に坐す大神なり  
次に大直毘神亦名神直日神は彼大禍津日神の主宰給ふ禍  
事を直し給はんとて吹き成給へる神に坐して此神は天照  
大神の和御魂の神に坐せり此神の生坐給へるは世の禍  
事を吹拂ひ給はんとて御氣吹に因り給ひければ氣吹戸主  
神と稱へ奉りて祓戸四柱の中の一柱の大神に坐しませり  
次に伊豆能賣神は亦の御名を速秋津日神と申して大海中  
に坐して罪穢を可々飲消給ふの御神徳ありて即祓戸四柱



の其一柱の大神に坐せり而して此大神の生坐給へる場所  
 及御神徳の御目的等御傳なきを神典の文脈より視れば大  
 直日神と共に世の凶事を直し給はんとして吹成給ひし神な  
 らんと想はる其場所の如きは是亦世人信ざるや否や知ざ  
 れども速水の感念上に浮び來たるは御耳を洗ひ給ふに因  
 り生坐給へるを知れり然ば耳なる物は一用兩体なると以  
 て此神總じては秋津日神と申せども分けては秋津日子神  
 秋津比賣神と稱へ奉ること由來あるを知るべし又此神は  
 水戸を主り給ひて船の出入を知る神に坐せり次に此鼻を  
 洗ひ給ふに因り成坐る神は速佐須良比賣神と申して世の  
 凶事を擦り消すの神徳坐しまして即祓戸四柱の中の一柱  
 に坐せり而して此大神は根の國に坐して須佐之男大神と

御力を合給ふ大神と坐せり以上四柱の祓戸の大神等高橋  
 増子靈異の神告に依れば四時主宰の神に坐して即て其御  
 魂に坐し其大直日神は春の御魂にて天照大御神の和御魂  
 に坐し其大禍津日神は夏の御魂にて天照大御神の荒御魂  
 に坐し其秋津日神は秋の御魂にて須佐之男神の和御魂に  
 坐し其速佐須良比賣神は冬の御魂にて須佐之男神の荒御  
 魂に坐すとのことなるが年の四時なる者は日月交運の間  
 より生坐る氣候なれば此神等を日月大神の和魂荒魂と坐  
 して四時の御魂神とは靈妙の神告なり大直日神大禍津日  
 神二柱は天照大御神の和御魂荒御魂に坐は神典の御傳已  
 ま明なり秋津日神の秋は時の名なるべく速佐須良比賣神  
 の須佐之男神と御力を合せ給ふと云ふこと如何も同御魂



の神なるべく思はるゝにつき此神告の益々信をべくして  
 難有きを知る凡世の凶事汚穢なる者は寒熱二氣の變より  
 生るものなれば四時の大神に於て其凶事汚穢を祓ふの  
 御神徳ありて毎年熱の極度なる六月の末と寒の極度なる  
 十二月の末とに於て大祓の式典と御舉行あるおと玄妙の  
 神理あるを悟るべし我皇國は古より何事も言擧せぬ國柄  
 なれば一言に神理の説明はあらざれども能く深く研究す  
 れば言詞の上に行事の上は無量の味ひあり世人は其味を  
 知らざ一回讀み過ぎ一回見來りて直に無味として捨る者  
 あるが如きは淺慮と謂ふべし特に御祓の神事の如きは一  
 面に之を見れば敢て神徳あるべくも思はれ難き式典なれ  
 ども深く其關係を窺ひ奉れば天神特別靈妙の御神徳を垂

れ給ひ神をも國をも人をも物をも救ひ給ひ助け給ふの道  
 を開き給へるの大典なり世の中に恐るべきは罪穢なり其  
 罪穢を祓ひ捨て天真の本然に返し給ふこと何より廣大深  
 重の神法なり其神法と主宰給ひて世中を守り給ひ幸へ給  
 ふ祓戸大神而も春夏秋冬の四時を守り給ふの大神に坐せ  
 ば誰か崇敬の誠と尽さる可けむや  
 抑朝廷に於て御舉行あらせらるゝ大祓の式典は最も御殿  
 重の由なるが其式典に三義あり第一天神地祇八百萬神等  
 に大祓の神事仕へ奉るの告祭式第二大祓の祭場は集會し  
 たる人々に對して大祓の淵源式法神徳等を宣告する事第  
 三天津祝詞乃太祝詞と以て祓戸大神等に祈禱申す事此三  
 義を以て行ひ給ふ御祭典なれば其重大の式法なるは知る



べきなり然に中世以降世の中乱れに乱れ朝廷の御稜威衰へ給ひ長くも神の御祭法さへ廢らむとする勢に立至りぬるより重き神法をも散亂せしめたるにや彼天津祝詞の太祝詞言も其と儘に指定がたきまでなりしは慨歎に堪ざるなり平田大人は世に禊祓と稱ふる祝詞を天津祝詞の太祝詞として説述給へり亦或は彼中臣祓と稱ふる宣告文を以て是なりと云ふ者あり未だ曾て一定の説あるを聞かば朝廷の式法の實際に於ては如何仕へ奉り來たらむか人々の論説は第二なり其式法こそ第一なりけれ然に世の亂れと共に式法上にも紛亂を來たせしは人々の論説の定まらざるにても知るべし是に於て速水は神明に祈念奉りて御示を請願けるに正しく神の御告にて天津祝詞乃太祝詞言と

は或一二の文章を指稱して云ふ者にあらば天下國家に事ある時朝廷に於て神代以來の傳法の史に其神々に向ひて稱辭竟奉りて祈禱申す祝詞を廣く云ふ者なり故に大祓の式典には大祓の天津祝詞乃太祝詞あり鎮魂にもあり一切の祭事其なき者なし今大祓に於て云へば登保加美依美多米祓比給邊清米給邊の御辭是なりとのことなり然れば平田大人の説述給ふ天津祝詞乃太祝詞は大祓の時天神地祇八百萬神等に祈申す御辭にて其罪穢を祓ふ時の御詞は登保加美依美多米祓比給邊清米給邊と幾回も唱へつゝ御祓行事ありて祓戸神の御陰を請ふ者たるを知る其然り御祓の神事なる者は天下の重典なるが故に朝廷に



於て事ある時は必先祓戸の大神等を齋鎮奉りて御祭を爲し其後に事を行ふこと皇國の傳法なりとす朝廷に於て獨然にあらせ天下上下の人亦其傳法の古義に従ひ來りしは古今の常例なりとす此大典ありて初て天神地祇にも仕へ御守をも祈奉るを得べし大神の靈徳亦大なる哉

御神號演義略上卷終

御神號演義略下卷 一名神理哲學

大洲 友枝速水謹述

○皇祖御歷代天皇

神典に云く天照大神之神命以而豐葦原千秋長五百秋之水穗國者我御子正哉吾勝勝速日天忍穗耳命之可知國也言依賜而天降給矣とあり此可知國也とは今より後知さむと定むるの義にあらせ已に知すべき事と定まり居の謂なり然らば何の時より定まり給へる者か此國には大國主神坐しまして主宰給へるは明かなるに今突然此御詞あるは其以前明白なる御定無ばある可らざるなり是を以て知る其御



定なるは天照大御神と須佐之男大神の御間に於ての御約  
束なることを然らざれば今端なく此御勅命あるべきの理  
なればなり如此て天忍穗耳命は彼地未平矣とて更還上  
り坐して天照大御神に其事を申し給ひければ高皇産靈神  
天照大御神の命を以て八百萬神を神集に集へ神議に議給  
ひ先國平の神々を下し給ひ國作大國主神の知らし給ふ願  
事は皇美麻命に獻ることと爲りたるは已に大國主神の章  
に於て説述せり然に天忍穗耳命は日月両靈の中の御子に  
坐せば此國を肉食給ふべきこと道理に於て然るべきなれ  
ども此神は本來日月二柱大神の間に於て御誓を立て互に  
御心の清明に坐すことを証據立て給はむとの御心に因り  
生坐給へる神に坐していまだ此御國の大君として生坐給

へるに非ざるなり然ども已に此國の大君として天降り給  
はむとせしは是なるに國いまだ治まらむ甚く御心を盡し  
給ひしは更に疑ふべきなし今や全く平安に歸し天降り給  
べき時來りければ於是天照大神高皇産靈神之命以而詔  
太子正哉吾勝勝速日天忍穗耳命曰今白草原中國平訖故隨  
言依賜之降坐而知看詔矣爾天忍穗耳命白之吾者將降裝束  
之間子生出懸名天運岐志國運岐志天津日高日子番能運々  
藝命應降此御子白給矣とあり此大神こそ專に豊草原水穗  
國の大君として惟神に現れ給へる御身には坐しけれ然は  
其御名を見て知るべきなり天運岐志とは天を和はすこと  
にて天神の御心を満足し給ふを云ひ國運岐志とは國を和  
はすことにて國神の御心を和ぎ樂め給ふを云ふ天津日高



日子とは天日子高日子の義にて天と云ひ高と云ひ復重も  
るは大に稱へ奉る時の古言の格なり番能運々藝とは眞實  
和樂の義にて番は秀なり最第一の物を稱するの古言なり  
俗にホンにと云は本の字音かとも思へども或は秀の古言  
の殘たらむかとも思はる然るは近頃豊後の國より出たる  
上記と云ふホノと云ふべき所をホニと云へり而してニと  
ノは常に通し云へば俗のホンは古言のホノならむと思は  
るればなり御名の意は能く天地の心をも和順し給ふ日の  
御子と坐して眞實和樂の御徳なる神と申すことなり世界  
君臨の天職此より外に道あること無るべし必竟如此き神  
の現れ給ふは御父天忍穗耳命の一心に天下の平治を思ひ  
給ふの御神慮造化の御心に感應して生坐ると知る是即天

下君臨の御魂大神に坐しませり  
故是以隨白之科詔日子番能運々藝命而奉坐天都高御座而  
此豊葦原水穗國者汝將知國也言依賜云云天都高御座とは  
天津神の事定給ひて依給へる高御座にして即天皇の御位  
を稱し奉れり又天皇の御座位は天神の天下を治め給ふ爲  
に定め給へるものなれば直に天座なるの義あり故に天皇  
の御位は天神天祖の御位なり天皇を天日嗣と申し奉るも  
其意なり文武天皇紀の詔詞に高天原爾事始而天皇御子之  
阿禮坐牟彌繼々爾大八島國將知次止天坐神之依之奉之隨  
云云とあるは即此の謂なり天皇を現人神と申し奉るも此  
が爲なり如此て賜其遠岐斯八尺勾瓊鏡及草那藝劍とあり  
て玉鏡劍の三種神寶を授け給ひ永く命爲天日嗣之御璽給



へり其遠岐斯とは天照大御神の齋鎮奉りしと云ふことに  
て玉と鏡の二種は天照大御神の天之岩屋に幽居給ひし時  
天兒屋根命以天香山之五百枝真賢木根許士爾許士而於上  
枝取著其天明玉命之所作之八坂瓊之曲玉於中枝取繫其天  
香山命之所作之八咫鏡とある其玉鏡にて天照大御神出坐  
給へる後は畏き神体として齋鎮奉りし者なり遠岐は招ぎ  
にて神魂を招ぎ奉り令坐奉るより御魂として齋ひ鎮め奉  
る物を云ふ辭なり然れば遠岐には仰ぎの意も含めり遠岐  
と仰ぎは今の正音より云へは異なる如くなれども實際の  
音調より云へば相通せること人自ら口に誦して知るべし  
俗に仰ぐことをアヲノクともオヲノクとも云ふは通音の  
適証とも云ふべく彼の屬をオヲギと云ふも其類なるべし

然れば仰ぐはアヲグにてアと上に向ひて招ぐの義なるべ  
きを知る又ホビヲの近く通ふことは遠きをトヲき多きを  
オヲき直きをナヲき大なるをオヲイなるを云ふ等擧て數  
へ難し今の人にはホをヲと云ふを音便のみ思ひて雅言に  
非せと云へども雅俗の區別を立つるは後世語格文格の定  
まりたる上に於ての沙汰にて上古の世は今の所謂俗なる者  
其時の正音即雅言ならむも知る可らざるなり其一例を云  
は、前文祓戸神の章に引証する大同二年作古鏡に吐普加  
身とあるは今のトホカミにて之を普と書きたるは布の正  
音と非せして今日をケヲと云ふ如くトヲと讀むの意なる  
を知る故にホは文章言にてヲは平常言なること敢て疑ふ  
べきなし是を以て招ぎ奉るは仰ぎ奉るにて所齋の義たる



を知るべし平田大人は遠岐は天照大御神の天之岩屋に幽居給へるを招奉りし時の用は供したる玉鏡なる故に云ふの名なりと説き給へり事實は於ては其時の玉鏡に相違なきも今や天日嗣の御璽として賜ふ時に於て岩屋戸の古事を引出し來らむは何か足らぬ心地せられて面白からる古史傳に護齋之鏡三面と記して二種の神寶の外物とし大倭本紀の天皇之始天降來之時共副護齋鏡三面云云とあるを引証し給ひしが其護齋の鏡三面こそ正しく彼の岩屋戸に隠坐し時に所作し御鏡なること疑なけれ其護齋の語即遠岐斯の語と同義なるの適証と云ふべく彌以て遠岐斯は所齋の謂なるを知る其れ然り天照大御神御自齋を給ふ所の至貴至重の玉と鏡を授け賜ふことの大御心を觀察し奉る

に天日嗣の御位を重し給ふの至にてこそ坐しませらめ尙又草那藝劔は本來天照大御神の御物なるに八俣之遠呂智の藏有るを須佐之男神之を取給ひ常に御許に安置て齋奉り多く國作の功德と立給ひければ自から須佐之男神の御魂も籠り給ふの神寶に坐せば此の三種の物は誠に日月二柱大神の御魂物の長き御璽に坐せり而も此の長き神璽を齋鎮て天日嗣の高御座に登らせ給ふ皇美麻命は實に世の中の大君には坐しけれ如何に尊きの至ならや此時復更に國平之廣矛をも副て御授け給へり此廣矛なる物は



天原所御齋庭之亦當御吾兒而依賜矣とて天祿の食を與へ給へり於是神魯企神魯美之命以亘天照大御神御手捧持寶鏡賜而言壽詔曰大八島豐葦原水穗國者吾子孫可王地也皇我宇都御子皇美麻命就坐而御坐此之天津高御座而為安國平然天津日嗣之瑞穗為天御膳長御膳之遠御膳於萬千秋之長五百秋安然所知食於齋庭此之鏡者專為吾御魂而如拜之吾御前令坐同殿同床宜齋奉寶祚之隆坐事當與天壤無窮矣詔而とありて御即位の天勅を垂給へり此文は古史傳に據ものなるを神魯企神魯美之命以亘と云ふ辭を加へたるは大殿祭詞に依り神代の惟神なる御法を窺ひ奉るに世の中事ある時は必神魯企神魯美之命を奉て仕へ奉るの道なることは祈年祭六月々次六月晦大祓鎮火祭大嘗祭鎮

魂祭遷却崇神祭等の詞並に前に擧たる大殿祭の詞何れも其御詞あり出雲國造神賀詞に高御魂神魂命とあるも同大神のことに坐せは義に於て異なるおとなし然れば皇美麻命に天津高御座を授け給ふ時の事なれば大殿祭の詞の如くにあるべきは論を俟ざることを知る平田大人は此の神魯企神魯美とあるは天照大御神と高皇產靈神とを申せりと説き給へり然らば只稱辭にて御實名には坐さざるなり若然りとせば漠然たることゝ為り云はゞ形容言の如くなりて事實の御傳とは為らざるに至るべし何となれば神魯岐神魯美とは相對したる二柱大神に坐していまだ天照大御神の生坐給はざる前より大坐まは大神に坐せるを其神に非せと云はゞ御實名に非ざるを以て稱辭の形容言と



爲るべければなり然に考れば天命の事にも正式と常式との差別ありて其正式には必神魯岐神魯美命御列坐にて天照大御神の御詔勅を宣給ふなるべく即大殿祭の詞の如きは是なるなし其常式には高皇産靈神天照大御神御一同又は各別に詞勅を下し給ふありしなるべし然るに之を後の世に傳ふるには今世の如く書記官ありて記すにあらざ只神々の見給ひ聞給ふまにまに語繼ぎ記繼ぎたる者なるべければ御傳の狀自然に異なるまゝ出來たるなるべし然に天津御璽を授け給ふ事の如きは最嚴重に行はせ給ふべければ神魯企神魯美之命以互と記すべきは固よりなるべく又其御璽は古事記の御傳の如く玉鏡劍の三種なるは疑ひ無けれども此所の御辭は日本記の御傳の如く天照大御神の辭別て寶鏡を傳持給ひて勅命給ふ者なれば古史傳の捧持鏡劍とあるを寶鏡とは改め書せり實は捧持玉鏡劍と記し奉ること穩當なれども惟神の御傳なる者は己の心を以て増減すべき道無ければ有が中に就て此を取り彼を捨て彼に依り此を用ひとすの外如何ともする能ざるなり然れば神魯企神魯美之命以互と云ふ辭も前文古事記の御傳と引証したる所に記すべき道理に思へども是亦古事記に其御傳なきを以て記さしなり然ども天照大御神御手み鏡劍を捧持賜ふての勅命は正しく大殿祭の御傳の時なるべければ之を日本記に據り古史傳に従ひ此時に記し奉りしなり必竟紀記兩典の御傳と平田大人の御考へとを猥に動すことを憚ればなり若速水をして心の隨に作文

御神の辭別て寶鏡を傳持給ひて勅命給ふ者なれば古史傳の捧持鏡劍とあるを寶鏡とは改め書せり實は捧持玉鏡劍と記し奉ること穩當なれども惟神の御傳なる者は己の心を以て増減すべき道無ければ有が中に就て此を取り彼を捨て彼に依り此を用ひとすの外如何ともする能ざるなり然れば神魯企神魯美之命以互と云ふ辭も前文古事記の御傳と引証したる所に記すべき道理に思へども是亦古事記に其御傳なきを以て記さしなり然ども天照大御神御手み鏡劍を捧持賜ふての勅命は正しく大殿祭の御傳の時なるべければ之を日本記に據り古史傳に従ひ此時に記し奉りしなり必竟紀記兩典の御傳と平田大人の御考へとを猥に動すことを憚ればなり若速水をして心の隨に作文



せしめば古史傳第百三十三段第百三十四段を混合して一  
の文章を成べきなり要するに神魯岐神魯美命の命以て天  
照大御神皇美麻命を天都高御座に坐せて天日嗣の御璽と  
して其遠岐斯八坂勾瓊八咫の鏡及天叢雲鏡三種の神寶を  
授給ひ御手よ其玉鏡劍を捧持賜て言壽給ひ云云詔給ひ此  
之鏡者專爲吾御魂而如拜吾御前令坐同殿同床而宜齋奉云  
々と詔給ひ亦平國の廣矛常世思兼神云云の神を副賜ひ又  
吾天原に所御す齋庭の穂をも吾兒に令御奉るべしと詔給  
ひ天兒屋根命天太玉命云云神等を支加へて天降給ひ復天  
兒屋根命天太玉命に惟爾二柱神も同殿内に侍て云云せよ  
と詔給ひ狀に記成ば宜からむと思ふなり然れども古の御  
傳の能く文章を成さぬ所に深き味ひあれば夢にも動すこ

となきが肝要なりとす其はさて措き此之鏡者專爲吾御魂  
而云こと世の人如何に思ふならむか玉は天之岩屋戸の  
前に賢木に取著たる時も上枝に著給ひたる如く其重き物  
たるは知るべく伊邪那岐大神天神より勅命を受給ふにも  
瓊戈とて玉を著けたる戈を授けられ給ひ亦大神の天照大  
御神に高天原を知らせと事依し給時其御頸玉を授け給  
へり凡て人に物を與ふることをタマフと云ふも玉より出  
たる名ならむは古人も已に然説ける如くにて尙其玉の本  
を極れば魂より出たる義なるは皆人も然思ふなるべし其  
魂とは造化大神の御璽を賜りて神とも人とも物とも爲り  
亦事も起る者なれば玉を璽に擬して重く敬ふ者たるは敢  
て疑ふべきなし然ば玉は神魯岐神魯美命の御魂として齋



奉るべき爲の御璽なるべく劍は上に已に述る如く須佐之男神に由縁あれば其御魂として齋ぎ奉る爲の御璽なるべし鏡のみは初より日之御像として作り奉りし物なれば專に天照大御神の御魂として齋奉る爲の御璽なるべければ此御詞ありしなるべし世人能く此味を悟りなば天都御璽の如何尊き物なるかと知得んのみ爾神魯岐神魯美命之命以而於高天原事始而天都詞之太詞事言依賜而天神社國神社合稱辭竟奉而高皇產靈神勅曰吾則造天津磐境起樹天津神籬當爲皇美麻命奉齋汝天兒屋命太玉命宜持天津天籬降葦原中國而奉齋詔而復勅太玉命曰宜率諸部神而供奉其職如天上之儀而令諸神亦與部從矣とあり是ぞ皇美麻命の天下を治給ふの大木の御法に坐して

所謂天運岐志國運岐志の道にはありける天地和順の道は天地の御魂たる神明の御心に適ふべく仕奉ること何事よりも第一に爲べきことなり若天地の神の御心に適はざることもあらば天下の事爲べからざるは古今の歴史を見て知るべく神代の時大地主神の田人御年神の御心に適ずして其營田に蝗を放給ひし事あり大物主神は本津神の大國主神に吾が御前を能治ば吾共に相作成てむ若然らば國成り難むと宣給へり神魯岐神魯美命詔天穗日命曰汝天穗日命者天皇命之手長之大御世堅石常石奉伊波比而伊賀志之御世可幸奉仰賜矣とあるも大國主神の御心を勇め奉り御守と請の謂なり神武天皇の長髓彦を征伐給ふに皇軍利を失ひ給ひしに天神國神を祭祀給ひて直に勝平給へり崇神



天皇の御世に大物主神の御心に適せしめて天下に悪疫流行しことあり其御蔭を受たることの如きは古今の事實擧て數ふ可らざるは世人能く之と知らむ彼の元寇の時の神風の如きは誰か之を知ざる者あらむや然れば朝廷に於て古よりの大典とする所は第一に神祭に在りとす禁秘御鈔に云く凡禁中作法先神事後他事且暮敬神之敬慮無懈怠白地以神宮並内侍所方不爲御迹萬物隨出來必先被奉之と職原鈔にも神祇官を第一に擧て以當官置諸官上是神國之風儀重天神地祇故也とあり後宇多天皇の御製に天神地社を祝てぞ我葦原の國は治まると詔給へるは誠ま神魯岐神魯美命の惟神定め給へる天津詞之太詞言に坐しまして詞は法言なり天命は天下の法一人其法に違ふこと能はざるがゆゑ

なり今世の人は神祭の重を知せざる者あれども先己の心を以て觀察せよ人誰か名譽を重せざる者あらむ如何なる卑賤の田舎老翁も死後の噂を思はざる者なきは天下の至情なり世人が何の紀念某の紀念と稱するも必竟其人の名譽を保存するに外ならざるなり功德の大小は名譽の大小なり故に生命自由財産をも棄て功德を立てむとするは生前死後の名譽に關係あるを以てなり或は大人君子は名譽と思はせど云ふことあれども是名譽と思はざるに非ざる名譽を重ざる故に世の名譽欲に迷ひて名譽の眞價を失ふ者あるを疾むよりの反省を示すの言たるに過き若眞實名譽を重ざるの意なき人は所謂無神經的愚人のみ死物のみ神祭の道他なし神明の名徳を稱讚し奉り永其功德を



發揚し奉るの義なり彼の佛法に阿彌陀佛の本願中諸佛咨  
 嗟の願あるも名聲超十方の言あるも或は耶蘇教に於て榮  
 と上帝に歸すると云ふも皆此道理に外ならざるなり然れ  
 ば令稱辭竟奉とて神々の御功徳を讚歎稱揚せしめ給へり  
 其一例を云はゞ道饗祭詞に高天之原爾事始氏皇御孫命止  
 稱辭竟奉皇神等之前爾申久八衢比古八衢比賣久那斗止御  
 名者申氏稱辭竟奉久波根國底國與利麗備疎備來物爾相率  
 相口會事無氏下行者下乎守理上往者上乎守理夜之守日之  
 守爾守奉齋奉禮止進幣者云云とある如く彼の八衢比古八  
 衢比賣神久那斗神等は伊邪那岐大神夜見國より逃還坐し  
 時逐來給へる伊邪那美大神に此所より以內に入給ふな  
 と防ぎ塞給へる石及御杖に生坐る神等に坐て其の御神徳

は根國底國より荒び疎び來む物を防ぎ給ひ此國を守幸給  
 ふ大神に坐ば其御神徳を稱奉て御守を祈奉れば大神の御  
 心嬉み給ひ喜び給ひて彌益に御幸を給ふこと惟神定り給  
 ふ天地の大御法にはありけり然れば天神社國神社と稱辭  
 竟奉りて敬ひ奉り御幸を請祈奉らば神々の御心洋々とし  
 て浮び立ち天地和順し萬物昌榮し國家安全民人滿福の理  
 之を掌上に視るが如く明なり  
 爾詔天津日子番能邇々藝命而離天磐座裏奉眞床覆衾而引  
 開天磐戸而天降奉矣とあり是を皇美麻命の此地球世界よ  
 天降給へる初には坐しましける即て築紫の日向の高千穂  
 二上峯に天降坐し其より國巡坐て吾田笠狭の御崎に到坐  
 し長屋の竹島に登坐して其地を巡覽まして詔曰朝日之直



刺國夕日之日照國也故此地者甚吉地也詔給於底津石根宮柱太知於高天原氷木高知而坐矣とは千億萬歲皇居君臨の基にはありけり於是天兒屋根命任天都之神御依而所聞食由庭之瑞穗持太兆之卜事奉仕而齋定悠紀主基國而云云悠紀主基之黒木白木之大御酒皇美麻命爲天都御膳之長御膳之遠御膳於社亦實赤丹之穗所聞食而豐明明御坐愚以天神之壽詞稱辭定奉而亦稱辭定奉之於皇神等獻相嘗而於千秋之五百秋之相嘗奉相字豆能比堅磐常磐齋奉而於伊賀志御世合榮奉自此年始而與天地日月共照之明之御坐事而皇神等與皇美麻命之御中執持而伊賀志梓之不傾本末仕奉以壽詞稱辭定奉給矣とある是ぞ御國の國体なり政体なり天皇天下に君臨坐まして御心豊に清く明く皇神等と千秋五

百秋御常物を根嘗に聞食て根字豆能比給ひ天地日月と共に永く久く照し給ひ明らし給ふべく大臣中庸の道を失はせ仕奉るの法典此御傳に存して一讀皇道の高尊深遠微妙優美なるを拜承し得て畏きの至なり難有きの極みなり嘗家遺誠に云く凡仁君之要政者以撫民爲本民者神明養也本朝之綱教者以敬神明爲最上神德之微妙豈有他哉又云く本朝者天照太神之裔國而天孫瓊瓊杵之尊臨位之地嘗禘祭之法無可因漢土之法とあるは是の謂にて同誠に又云く其自非和魂漢才不能闢其間與矣と國學の精神を發揮し給へり今の學者此皇道玄妙の奥旨をば悟らせして時に依て心を動し世に隨ふて道を変ひとする者あるは愚と云ひか妄と云ひか否是不忠なり兇惡なり天下萬世の罪人なり嗚呼我



神典を視よ世の初は造化なり國の初は天命なり政の初は  
一君なり教の初は敬神なり法の初は天法なり之を總稱し  
て惟神の道と云ふ人に於て和魂と云ひ國に於て神國と云  
ふ千億萬歳神聖復起るとも豈斯道を換ることあらむや  
於是天津日高日子番能邇邇藝命大山祇神の御女木花之佐  
久夜毘賣神と娶給ひて火須勢理命火遠理命二柱の御子を  
生給ひけるが火須勢理命は海幸の御神徳あり火遠理命は  
山幸の御神徳坐ませり其れ然り凡そ天下の事本然の天命  
あるは古へ聖賢の訓言ありて所謂天命之謂性とは其事な  
るが此御子神等海山の幸坐すこと即ち天命なり神典に云  
く於是火須勢理命悔而返弟命之弓箭而乞己之釣釣而曰山  
佐知亦己之佐々智々海佐知亦己之佐々知々今各返佐知之

時云云と此の御意は山佐知も海佐知も各自の性能なれば  
故意に之を變更すること不可なり固能すべきにあらざ本  
然の儘に相共に返還せむと欲すとの謂なるが此れに依り  
て天下の人各自に天命の在る所を悟り猥りに他人の幸福  
を見て羨み望みて心を傷むることの非なるを知せむばあ  
る可らざるなり而して火遠理命天日嗣の御位に着せ給ひ  
て御名を天津日高日子穗々手見命と稱し給ひけり此大神  
海津神の御女豊玉毘賣命に御合坐して生み給へる御子御名  
を天津日高日子波限建鞠草葺不合命と稱し給へり此大神  
は其御姨玉依毘賣命に御合坐して生坐る御子四柱坐して  
御名は彦五瀬命次に稻氷命次に御毛沼命次に若御毛沼命  
亦の御名神倭伊波禮毘古命後に神武天皇と稱奉りて所謂



人皇第一世に坐ませり其鵜草葺不合命以前を世には稱して神代と云ふ近頃豊後國より上記と稱する神代文字ながらの古書出でたるに其書に依れば鵜草葺不合命と云ふ同御名にて七十有餘代續き給へるおとを記せり高橋増子靈異の神告に依ば上記の傳の如しこのことなり又天孫御降臨より鵜草葺不合命の御代の末までの年曆を百七拾八萬二千四百六十八年との古傳あるを平田大人の強仁曆運記考に万の大數を捨て千の小數を取れとの神告を得たりとて委く説き述給へり古事記には日子穗穗手見命者坐高千穗宮伍佰捌拾歳と記して前後二柱大神は只久坐而とのみ傳けり兎も角も万世一日の如く絶るおとなく變ることなく天統一系に坐ませば年曆の長短を論ざるの必要なくま

た御代數の多少を云ふ迄もなく天下統御の天皇此君より復他にあることなし人皇と稱し奉る以來今日に至り二千五百五拾餘年此の年曆だも世界第一の舊國なり今其御歴代天皇の御名を記し奉れば左の如し

第一代 神武天皇 御名神倭磐余産火々出見尊壽百三十  
七歳御祭日四月三日陰曆三月十一日

第二代 綏靖天皇 御名神渟名川耳尊壽八十四歳御祭日  
六月二十二日陰曆五月十日

第三代 安寧天皇 御名磯城津彦玉手見尊壽五十七歳御  
祭日一月十一日陰曆十二月六日

第四代 懿德天皇 御名大日本彦相友尊壽七十七歳御祭  
日十月一日陰曆九月八日



第五代 孝昭天皇 御名觀松彦香殖稻尊壽百十四歲御祭

日八月卅一日陰曆八月五日

第六代 孝安天皇 御名日本足彦國押人尊壽百三十七歲

御祭日二月二十三日陰曆正月九日

第七代 孝靈天皇 御名大日本根子彦太瓊尊壽百二十八

歲御祭日三月廿三日陰曆二月八日

第八代 孝元天皇 御名大日本根子彦國牽尊壽百十六歲

御祭日十月十一日陰曆九月二日

第九代 開化天皇 御名稚日本根子彦大日々尊壽百十五

歲御祭日五月二十一日陰曆四月九日

第十代 崇神天皇 御名御間城入彦五十瓊殖尊壽百二十

歲御祭日一月七日陰曆十二月五日

第十一代 垂仁天皇 御名活目入彦五十狹茅尊壽百四十

歲御祭日七月廿六日陰曆七月三日

第十二代 景行天皇 御名大足彦忍代別尊壽百四十二歲

御祭日十二月二十三日陰曆十一月七日

第十三代 成務天皇 御名稚足彦尊壽百〇七歲御祭日七

月二十九日陰曆六月十一日

第十四代 仲哀天皇 御名足仲彦尊壽五十二歲御祭日三

月八日陰曆二月六日

第十五代 應神天皇 御名譽田別尊壽百十歲御祭日四月

一日陰曆二月十五日此御代百濟論語千字文を來

獻す是皇朝の漢學あるの始とす

第十六代 仁徳天皇 御名大鷦鷯尊壽百十歲或傳百廿二



歲御祭日二月八日陰曆正月十六日

第十七代 履仲天皇 御名大兄去來穗別尊壽七十七歲御祭日四月三十日陰曆三月十五日

第十八代 反正天皇 御名瑞齒別尊壽六十歲御祭日二月十三日陰曆正月廿三日

第十九代 允恭天皇 御名雄朝津間稚子宿稱尊壽八十歲御祭日二月九日陰曆正月十四日

第二十代 安康天皇 御名穴穗尊壽五十六歲御祭日九月廿五日陰曆八月九日

第二十一代 雄略天皇 御名大泊瀨幼武尊壽百二十四歲或九十三歲或六十二歲御祭日九月九日陰曆八月七日

第二十二代 清寧天皇 御名白髮武廣國押稚日本根子尊壽四十一歲御祭日二月廿八日陰曆正月十六日

第二十三代 清貞天皇稱角刺天皇 御名飯豐青姬尊壽八十一歲或四十五歲御祭日一月二日陰曆詳記し難し

第二十四代 顯宗天皇 御名弘計尊壽三十八歲御祭日六月三日陰曆四月廿五日

第二十五代 仁賢天皇 御名億計尊壽五十歲御祭日九月十日陰曆八月八日

第二十六代 武烈天皇 御名小泊瀨稚鷯尊壽十八歲或二十歲或五十七歲御祭日一月九日陰曆十二月八日

第二十七代 繼體天皇 御名男大迹尊壽八十二歲御祭日三月十二日陰曆二月七日



第廿八代 安閑天皇 御名勾大兄亦廣國押武金日尊壽七

十歲御祭日一月廿七日陰曆十二月十七日

第廿九代 宣化天皇 御名檜隈高田亦武小國押盾尊壽七

十三歲御祭日三月十七日陰曆二月十日

第三十代 欽明天皇 御名天國押波流岐廣庭尊壽六十三

歲或八十歲御祭日五月廿六日陰曆四月十五日此

神代初て百濟より佛像經卷を來獻於本朝に佛敎

あるは之を始とす

第卅一代 敏達天皇 御名淳名倉太球敷尊壽四十八歲御

祭日九月十六日陰曆八月十五日

第卅二代 用明天皇 御名大兄亦橘豐日尊壽六十九歲御

祭日五月廿三日陰曆四月九日

第卅三代 崇峻天皇 御名長谷部若雀尊壽七十三歲御祭

日十二月十四日陰曆十一月三日

第卅四代 推古天皇 御名額田部亦豐御食炊屋姫尊壽七

十五歲御祭日四月十八日陰曆三月七日

第卅五代 舒明天皇 御名田村亦息長足日廣額尊壽四十

九歲御祭日十一月廿日陰曆十月九日

第卅六代 皇極天皇 御名寶亦天豐財重日足姬尊天皇は

後に重祚し給へり

第卅七代 孝徳天皇 御名輕御子亦天萬豐日尊壽五十九

歲御祭日十一月廿七日陰曆十月十日

年號なし此御代初て年號を立て大化と云ふ本朝

の年號此より始まる



第卅八代 齊明天皇 皇極天皇の重祚 壽六十八歲 御祭日八

月廿七日 陰曆七月廿四日

第卅九代 天智天皇 御名中大兄尊 亦葛城尊 亦天命開別

尊 壽五十八歲 御祭日一月十日 陰曆十二月三日

第四十代 弘文天皇 御名伊賀皇子 或犬友皇子 壽廿五歲

御祭日八月廿四日 陰曆七月廿三日

第四十一代 天武天皇 御名大海人尊 亦天淳中原瀛真人

尊 壽六十五歲 御祭日十月四日 陰曆九月九日

第四十二代 持統天皇 御名菟野尊 亦鷗野讚良尊 亦高天

原廣野姬尊 壽五十八歲 御祭日一月十七日 陰曆十

二月廿二日

第四十三代 文武天皇 天皇 珂瑜尊 亦天之真宗 豐祖父尊

壽廿五歲 御祭日七月廿二日 陰曆六月十五日

第四十四代 元明天皇 御名阿閉尊 亦日本根子天津御代

豐國成姬尊 壽六十一歲 御祭日一月二日 陰曆十二

月七日

第四十五代 元正天皇 御名飯高尊 亦日本根子高瑞淨足

姬尊 壽六十九歲 御祭日五月廿六日 陰曆四月廿一

日

第四十六代 聖武天皇 御名首尊 亦天璽國押開豐櫻彥尊

壽五十六歲 御祭日六月七日 陰曆五月二日

第四十七代 孝謙天皇 御名阿部尊 天皇後に重祚し給

へり

第四十八代 淳仁天皇 稱淡路廢帝 御名大炊尊 壽三十三



歲御祭日十一月十四日陰曆十月廿三日

第四十九代 稱徳天皇 孝謙天皇の重祚 壽五十三歲御祭日

九月一日陰曆八月四日

第五十代 光仁天皇 御名白壁尊亦天宗高紹尊 壽七十三

歲御祭日一月十五日陰曆十二月廿三日

第五十一代 桓武天皇 御名山部尊亦日本根子皇統 彌照

尊壽七十歲御祭日四月十三日陰曆三月十七日

第五十二代 平城天皇 御名安殿尊亦日本根子國押高彦

尊壽五十一歲御祭日八月九日陰曆七月七日

第五十三代 嵯峨天皇 御名神野尊壽五十七歲御祭日八

月廿八日陰曆七月十五日

第五十四代 淳和天皇 御名大伴尊亦日本根子天高讓 彌

遠尊壽五十五歲御祭日六月十五日陰曆五月八日

第五十五代 仁明天皇 御名正良尊亦日本根子天璽豐聰

慧尊壽四十一歲御祭日五月十日陰曆三月二十一

第五十六代 文徳天皇 御名道康尊壽三十二歲御祭日十

月十一日陰曆八月廿七日

第五十七代 清和天皇 御名惟仁尊壽三十一歲御祭日一

月十一日陰曆十二月四日

第五十八代 陽成天皇 御名貞明尊壽八十二歲御祭日十

月廿八日陰曆九月廿九日

第五十九代 光孝天皇 御名時康尊壽五十八歲御祭日九

月廿一日陰曆八月廿六日



第六十代 宇多天皇 御名貞省尊壽六十五歲御祭日九月

八日陰曆七月十九日

第六十一代 醍醐天皇 御名敦仁尊壽四十六歲御祭日十

月廿八日陰曆九月廿九日

第六十二代 朱雀院天皇 御名寬明尊壽三十歲御祭日九

月十一日陰曆八月十五日

第六十三代 村上天皇 御名成明尊壽四十二歲御祭日七

月十日陰曆五月廿五日

第六十四代 冷泉院天皇 御名憲平尊壽六十二歲御祭日

十一月廿七日陰曆十月廿四日

第六十五代 圓融院天皇 御名守平尊壽三十三歲御祭日

三月六日陰曆二月十二日

第六十六代 花山院天皇 御名師貞尊壽四十一歲御祭日

三月廿三日陰曆二月八日

第六十七代 一條院天皇 御名懷仁尊壽三十二歲御祭日

七月三十一日陰曆六月廿二日

第六十八代 三條院天皇 御名居貞尊壽四十二歲御祭日

六月十一日陰曆五月九日

第六十九代 後一條院天皇 御名敦成尊壽二十九歲御祭

日五月廿一日陰曆四月十七日

第七十代 後朱雀院天皇 御名敦良尊壽三十七歲御祭日

二月十三日陰曆正月十六日

第七十一代 後冷泉院天皇 御名親仁尊壽四十四歲御祭

日五月廿八日陰曆四月十九日



第七十二代 後三條院天皇 御名尊仁尊壽四十歲御祭日

六月廿一日陰曆五月七日

第七十三代 白河院天皇 御名貞仁尊壽七十七歲御祭日

七月卅一日陰曆七月七日

第七十四代 堀河院天皇 御名善仁尊壽二十九歲御祭日

八月十六日陰曆七月十九日

第七十五代 鳥羽院天皇 御名宗仁尊壽五十四歲御祭日

七月廿七日陰曆七月二日

第七十六代 崇徳院天皇 御名顯仁尊壽四十六歲御祭日

九月廿一日陰曆八月廿六日

第七十七代 近衛院天皇 御名赫仁尊壽十七歲御祭日

八月廿九日陰曆七月廿三日

第七十八代 後白河院天皇 御名雅仁尊壽六十六歲御祭日

日五月三日陰曆三月十三日

第七十九代 二條院天皇 御名守仁尊壽二十三歲御祭日

九月十二日陰曆七月廿八日

第八十代 六條院天皇 御名順仁尊壽十三歲御祭日

三十日陰曆七月十八日

第八十一代 高倉院天皇 御名憲仁尊壽二十一歲御祭日

二月六日陰曆正月十四日

第八十二代 安徳院天皇 御名言仁尊壽八歲御祭日

日陰曆三月廿四日

第八十三代 後鳥羽院天皇 御名尊成尊壽六十歲御祭日

四月四日陰曆二月廿二日



第八十四代 土御門院天皇 御名爲仁尊壽三十七歲御祭

日十一月十三日陰曆十月十一日

第八十五代 順德院天皇 御名守成尊壽四十六歲御祭日

十月十四日陰曆九月十二日

第八十六代 仲恭天皇 御名懷成尊壽十七歲御祭日六月

廿五日陰曆五月廿日

第八十七代 後堀河院天皇 御名茂仁尊壽二十三歲御祭

日九月七日陰曆八月六日

第八十八代 四條院天皇 御名秀仁尊壽十二歲御祭日二

月十七日陰曆正月八日

第八十九代 後嵯峨院天皇 御名邦仁尊壽五十三歲御祭

日三月廿五日陰曆二月十七日

第九十代 後深草院天皇 御名久仁尊壽六十二歲御祭日

八月廿五日陰曆七月十六日

第九十一代 龜山院天皇 御名恒仁尊壽五十七歲御祭日

十月十二日陰曆九月十五日

第九十二代 後宇多院天皇 御名世仁尊壽五十八歲御祭

日七月廿四日陰曆六月廿五日

第九十三代 伏見院天皇 御名熙仁尊壽五十三歲御祭日

十月十六日陰曆九月三日

第九十四代 後伏見院天皇 御名胤仁尊壽四十九歲御祭

日五月廿五日陰曆四月六日

第九十五代 後二條院天皇 御名邦治尊壽二十四歲御祭

日九月十八日陰曆八月廿五日



第九十六代 花園院天皇 御名富仁尊壽五十二歲御祭日

十二月十日陰曆十一月十一日

第九十七代 後醍醐天皇 御名尊治尊壽五十二歲御祭日

九月廿七日陰曆八月十六日

第九十八代 後村上天皇 御名義良尊壽四十一歲御祭日

四月六日陰曆三月十一日

第九十九代 長慶天皇 御名寬成尊壽御祭日等不詳

第一百代 後龜山院天皇 御名熙成尊壽七十八歲御祭日八

月十一日陰曆七月五日

北朝 光嚴院天皇 御名量仁命壽五十二歲御祭日八月十

三日陰曆七月七日

全 光明院天皇 御名豐仁命壽六十歲御祭日八月三日

陰曆六月廿四日

全 崇光院天皇 御名興仁命壽六十五歲御祭日二月八

日陰曆正月十三日

全 後光嚴院天皇 御名彌仁命壽三十七歲御祭日三月

廿日陰曆正月廿八日

全 後圓融院天皇 御名緒仁命壽三十六歲御祭日十月

十四日陰曆四月廿六日

第一百一代 後小松院天皇 御名幹仁尊壽五十七歲御祭日

十二月十日陰曆十月廿日

第一百二代 稱光院天皇 御名實仁尊壽二十八歲御祭日九

月八日陰曆七月廿日

第一百三代 後花園院天皇 御名彥仁尊壽五十二歲御祭日



一月廿七日陰曆十二月廿七日

第四百四代 後土院門院天皇 御名成仁尊壽五十九歲御祭

日十月三十一日陰曆九月廿八日

第四百五代 後柏原院天皇 御名勝仁尊壽六十三歲御祭日

五月廿八日陰曆四月七日

第四百六代 後奈良院天皇 御名知仁尊壽六十二歲御祭日

十月七日陰曆九月五日

第四百七代 正親町院天皇 御名方仁尊壽七十五歲御祭日

二月六日陰曆正月五日

第四百八代 後陽成院天皇 御名周仁尊壽四十七歲御祭日

九月廿五日陰曆八月廿六日

第四百九代 後水尾院天皇 御名政仁尊壽八十五歲御祭日

九月十一日陰曆八月十九日

第五百十代 明正院天皇 御名興子尊壽七十四歲御祭日十

二月四日陰曆十一月十日

第五百十一代 後光明院天皇 御名紹仁尊壽二十二歲御祭

日十月三十日陰曆九月二十日

第五百十二代 後西院天皇 御名良仁尊壽四十九歲御祭日

三月廿六日陰曆二月廿二日

第五百十三代 靈元院天皇 御名識仁尊壽七十九歲御祭日

九月廿四日

第五百十四代 東山院天皇 御名朝仁尊壽三十五歲御祭日

一月十六日陰曆十二月十七日

第五百十五代 中御門院天皇 御名慶仁尊壽三十七歲御祭



日五月十日陰曆四月十一日

第一百十六代 櫻町院天皇 御名昭仁尊壽三十一歲御祭日

五月廿八日陰曆四月廿三日

第一百十七代 桃園院天皇 御名遐仁尊壽二十二歲御祭日

八月三十一日陰曆七月廿一日

第一百十八代 後櫻町院天皇 御名智子尊壽七十四歲御祭

日十二月廿四日陰曆十一月三日

第一百十九代 後桃園院天皇 御名英仁尊壽二十二歲御祭

日十二月六日陰曆十一月九日

第一百二十代 光格天皇 御名兼仁尊壽七十歲御祭日十二

月十二月十九日陰曆十一月十九日

第一百廿一代 仁孝天皇 御名惠仁尊壽四十七歲御祭日二

月廿一日陰曆二月六日其實正月廿六日

第一百廿二代 孝明天皇 御名統仁尊壽三十六歲御祭日一

月三十日陰曆十二月廿五日

第一百廿三代 今上天皇 御名睦仁尊壽萬々代

但し御代々々の皇子皇后及び皇族等は其御當代天皇に

攝し奉る

以上記し奉る所御歴代天皇の御代數(重祚をも代數に算し

奉れり)御名御諡號御壽數御祭日等並に御名の訓方の如き

或は誤りも有べしと雖ども歴史傳説に於て已に明なるこ

と能ざるものあるはどなれば復如何ともする能ざるなり

固より速水に於て心力の及ぶ限りは注意してあれば天下

有識の士幸ひに寛恕あらむことを請ふ其れは指置き現人



神として天日嗣の高御座に大八島國知しめし給ふ御代々々の天皇に坐ませば苟も皇國の臣民たる者は貴賤上下の別なく貧富賢愚の隔てなく必何人も精忠の誠を盡し之を敬ひ奉り拜み奉るべきは復論を待ざるなり惟神の大道復此に加ふるなし天皇は天下の天日なり皇國は天下の天國なり神道の妙義人知や否や嗚呼亦深き哉大なる哉

### ○幽冥主宰神

幽冥主宰神と申し奉るは第一大國主大神を初まつり總て幽冥の神事を知し食給ふ大神等の御事なり然に其幽冥とは此顯世界より目に見ぬ一切の神界を指すかと云ふに此所は然らば本書上卷中大國主神の章に記したる如く高皇

産靈大神の勅命以て大國主神に汝者可治神事と認給ひ大國主神は御答奉りて吾退而將治幽冥事白而傳て神典にあり所の神事亦幽冥事と云ふを稱する者なり又上卷五元神の章に述るが如く此顯身を去て幽世に入るときは幽身なるありて此顯界に於て各人の体相區別あるか如く幽身にも各自の靈相嚴然存在する者なり之を幽冥界とは云ふ其幽冥界なる者は天國にもあり地球にもあり月界にもあり者なるが本章説く所は專地球世界にあり者を云ふ夫此世界なる者は上に天日を仰ぎ下に月球を持ち一半は日よ屬し一半は月に關す時に約すれば晝夜なり境に約すれば顯幽なり道に約すれば善惡なり法に約すれば苦樂なり皇美麻命は天日嗣として顯事を主宰給ひ大國主神は國魂と



して幽事を知食給ひ而も御系統を月神に承ること造化自然の配合神理嚴然として誣可らざる者あるは畏きの至りなり然ば大國主神本來地球の精靈に坐せば世に出で給ふては大國主として國を作り給ひ幽世に入給ふては永く幽事を主宰給ひ地球造化の大政を裁理し給ふと皇美麻命の天下を治給ふと其理異なることなし又其幽事を知食給ふには百八十柱と多き御子神は勿論神々の中にて御功德高く尊き神々を撰ひ給ひ其々の神事を分け知しめ給ふこと國家に百官ありて政務を掌るが如し神典に云く此大國主神之御子凡有百八十一神矣以二十五柱爲珍子而天下四方國人等令威蒙恩賴矣とあるは其顯身に坐ます時より幽世に入給ひて後も永天下四方國人を守り給ふの義なり今の

世にも毎年十月は出雲の大社に神々の神集ありて神議給ふと云ひ傳ふるも深き謂ある傳説にて敢て疑ふべきなし只其事の委曲く傳はらざるは固より幽冥事なればなり今高橋増子靈異の神告に依れば實に其事あるは相違なきことなり元來我が神典皇紀なる者は神代は神代丈人代は人代丈其神其人の親く聞見行爲せし事實即歴史的の記事に止まりて彼の佛教所説の如く一人の口を以て天下の万事万物を説述する者に非るなり故に天國の事月夜見國の事海宮の事を記すにも其神の御身に關係ある事にのみ止まりて其餘に及ぶことなし幽冥事の世に傳はらぬも此が爲なり然れども幽冥事の顯世人に洩たる例なきにあらざり平田大人の御著書中和漢古今の靈談神話の類擧て數へ難き



は人皆能知ならむ鬼神新論古今妖魅考仙境異聞等を始め  
 諸書に散見する者は是なり六人部是香先生の顯幽順考論産  
 須那社古傳抄の如き神宮御出版神判記實の如き是其類な  
 り幽冥事の事實の委きは之を知に由なしと雖も道に於  
 て理に於て必其有は疑ふべきなし凡來者は來所あるべし  
 去者は去所あるべし人の此世に生るゝは我知て生るゝも  
 わら老父母和合の情に依て生るゝなり父母亦知りて生に  
 わら老造化自然の徳に依て生るゝなり已に生るゝ時は漸  
 成長し漸老衰し或は夭折し一度は必死するの道なり死は  
 人の欲せざる所然ども一人も之を免るゝ能は老生死は造  
 化の機關なり生死ありて變化を成す一來一去水の流れて  
 止ざるが如し人生死の道に往來す其生るゝや生るの道理

あり其死するや亦死するの道理あり道理より出て道理に  
 入る所謂生々とは是なり其生るゝや現人神天皇の治を受  
 け其死するや幽冥主宰大神の道に従ふ造化顯幽の道是な  
 り人の幽冥界に入や天命本然の性情と其人生前の心行と  
 と比照し以て是非如何を裁定し賞すべきは賞し罰すべき  
 は罰し或は天國に歸し或は豫母都國に入れ或は地球の樂  
 境中天に住せしめ或は其苦界暗黒の所に戒め又或は人間  
 又復生せしめ功德を立しめ罪科を償はしむる等其人々に  
 随て千差萬別の神裁を爲し給ふことと是幽冥主宰の大神の  
 御神徳に坐せり造化の神理は至正なり至明なり至中なり  
 至公なり苟も道理と法實と違ふとなし世人神理を識らば  
 して天道は是か非かと云ふ者あり世界は無常迷界と説く



者あり必竟神理の深遠微妙なるを悟らざるが故なり世人  
が天道の是非を論じ或は世道を以て無常と云ふ者は己の  
識得せる所の僅小なる事實に依て定むる者にて未曾て造  
化の全体を通観して然にあらざるなり固より造化の全体  
なる者は何人と雖も能く通観し得べきにあらざるは論  
を俟されども造化の靈力は至大なり至廣なり天地宇宙此  
に賴て立ち萬物生々此に依て成る豈人の口人の心を以て  
批議を試るもの者ならむや人万物中の一物を取て其生理  
組織を識盡こと能はざるなり况や百千萬無量とや人人生  
の吉凶禍福榮枯興亡等と觀て大早計にも世道の是非を論  
せれども無心の草木土石に於ても品質不同美なるあり惡  
なるあり愛すべきあり厭ふべきあり一定すること能はざ

るは人皆之を知ならむ豈人生のみ一齊同一なるを得むや  
万物の差別あるは万物共存する所以なり若其万物皆同一  
にして差別無らむか幸福もなし不幸もなし我に於て苦  
み無くば人に於ても苦みなし人に於て樂み無きときは我  
れに於ても樂みなし果て如此くならば世界は死物ならむ  
のみ何を以て神活の妙を觀を得む是を以て造化の道は無  
量なり顯界あり幽界あり生あり死あり善惡あり苦樂あり  
在世中の事は必幽界に入て神裁を受ること自然の道理亦  
明なり世人能此道理を悟りて幽冥主宰の大神坐しままこ  
とを了解し以て崇敬の道を盡さむこと生死ある者の本分  
なりとす其大神の御名の如きは知るに由なし只幽冥  
冥主宰大神と稱奉らば可ならむのみ高皇產靈神の勅命以



て天穗日命をして大國主神の祭祀を主しめ給ふも實に深  
き謂あることならむかし人必忘る可らざるの神謨に在る

### ○産須那神

産須那神とは人の此世に生れ出る其郷里を守り給ふ大神  
のことにて造化上御神徳の名なり産須那と云ふ意は六人  
部是香先生の産須那社古傳抄に生成根と云ふ事にて萬物  
を出かし坐す根本といふ意なりと説きたるが如く此國土  
に人をも物をも生出するの謂なり故に産土とも書は其義  
なり産須那と云ふことの古書に見たるは右古傳抄又平田  
大人の玉禰に引出たる如く尾張國風土記に葉栗郡若栗郷  
宇夫須那社盧入姫誕生地也故有此號とあり之を延喜の神

名式に宇夫須那神社と出されたり尙又玉禰に一二の例を  
引て推古天皇紀三十二年の所に蘇我馬子が天皇に奏せる  
語に葛城縣者元臣之本居也故因其縣爲之姓名とあり清和天  
皇紀貞觀六年十月の所に讚岐國梶州天川宇夫志奈神從五  
位下といふ事も所見たりと云へり古傳抄に志は須と通音  
なりとて同事例を引けり然れば産須那神とは國々所々の  
村里を守り給ふ神に坐すは明なり依て神典を按ぶるに  
大國主神白皇美麻命之將鎮坐大倭國而已命之和御魂取託  
八咫鏡而倭大物主櫛瓊玉命稱名而令坐大三輪之神奈備已  
命之子味鋌高日子根命之御魂令坐葛木之鴨之神奈備事代  
主命之御魂令坐宇奈提之神奈備賀夜奈流美命之御魂令坐  
飛鳥之神奈備而天神之御子之爲近守神貢置給矣とあるは